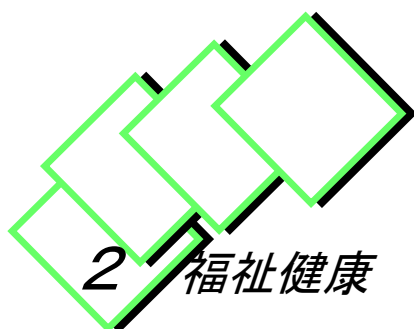




- 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
- 5 健康になるまちづくりが進んでいる

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	民生委員・児童委員活動の推進	事務事業番号	020401040144
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	岩本 和加子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します
	主な施策	04	2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	民生委員法、芦屋市民生委員推薦会規則、芦屋市補助金等の交付要綱		
実施区分	補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 民生委員・児童委員	○芦屋市民生児童委員協議会の事務局を担う。 ○芦屋市民生児童委員協議会の運営・活動に対し補助金を交付する。
【意図】 民生委員・児童委員の活動の支援を行うことで、地域住民の見守り・相談支援等の活動の推進を図る。	○民生委員推薦会を運営する。
【大きな目的】 地域福祉の充実	

【事務事業の経費】

年度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計		18,355	20,801	9,082	住民1人当たり（円） 224.34
事業費	千円	18,355	20,801	9,082	1世帯当たり（円） 484.76
国費	千円	0	0	0	人口 92,720
特定国費	千円	6,353	6,236	7,191	世帯数 42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
財源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	12,002	14,565	1,891	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	10,587	13,054		
活動配分	人	1,550	1,550		
正職員	人	1,300	1,300		
会計年度任用職員	人	0,250	0,250		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
○民生委員・児童委員への活動支援 ○民生委員・児童委員の活動内容に関する周知などPR活動 ○欠員町への民生委員・児童委員の確保
令和 6年度の実施内容
○民生委員・児童委員への活動助成 7,452千円 原則、定例会及び総務会を月1回、ブロック会（小学校区ごとの集まり）を年に2回以上、専門部会を年に1～2回実施、その他研修などに参加 ○民生委員推薦会にかかる費用 211千円 民生委員推薦会を年2回（6月、10月）実施 ○民生委員・児童委員の確保 令和6年4月1日：100名 → 令和7年3月31日：98名
令和 6年度の改善内容
○令和7年度の一斉改選に向けた周知啓発の検討を進めた。 ○民生委員活動の向上と連携強化に向け、西宮市民生委員との交流会を実施した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
民生委員法等により実施している。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本施策4－1「地域共生社会の実現に向けた取組を推進します」と深く関連している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本目標2の戦略施策Ⅱ－1「地域福祉の推進」に貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 一部実行している
担い手不足の解消が図れず、民生委員・児童委員の欠員が生じている町がある。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
地域において見守りを行う団体はあるが、民生委員法に基づく活動は他の団体の活動と統合することはできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
事業の性質上、手段の変更はできない。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
活動内容に応じた助成を実施しており、これ以上の削減は活動に支障が生じ兼ねず、コスト削減の余地はない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
社会福祉の増進のために社会奉仕の精神をもって行う事業であり、受益者負担は求められない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
○民生委員・児童委員の担い手不足と高齢化 ○委嘱年数の低下に伴う新任民生委員・児童委員の活動経験の不足 ○民生委員・児童委員と福祉専門職、他の団体等との協働	○一斉改選に向け、民生委員・児童委員候補者を確保し、欠員の解消を図る ○一斉改選を見据えた民生委員・児童委員活動の周知・啓発の強化 ○新任民生委員・児童委員への活動支援 ○民生委員・児童委員と福祉専門職、他の団体等との協働の推進

【総合評価】

新たな民生委員の委嘱を複数行うことができたが、一方で退任もあったことから定員の充足には至っていない。令和7年度の一斉改選に向け、より効果的な民生委員活動の広報などに取り組むとともに、活動しやすい環境整備と新たな人材確保に努める。	妥当性	あり
	達成度	一部達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	地域福祉活動推進事業	事務事業番号	020401040146
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	岩本 和加子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します
	主な施策	04	2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	社会福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、芦屋市補助金等の交付要綱、芦屋市ボランティア活動助成要綱		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 □市民 □社会福祉協議会 □ボランティアセンター及びボランティア団体 □地域福祉の推進に関わる個人及び団体	□包括的相談支援、地域づくり支援、多機関協働、参加支援、アウトリーチ支援を一体的に行っていく重層的支援体制整備事業を進める。 □第4次地域福祉計画と社会福祉協議会が策定した第8次地域福祉推進計画を具体的に連動させ、市民との協働によるコーディネート機能を持たせた地域福祉推進業務を実施する。 □社会福祉協議会の開催 □地域福祉計画の策定・評価・推進 □ボランティア団体等の運営・事業に対する補助金の交付 □社会福祉協議会への活動支援・強化・指導・助言 □社会福祉協議会運営補助金の交付 □社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的役割の達成 □高齢者の在宅支援の拠点
【意図】 □地域福祉活動の推進 □社会福祉協議会へ補助を行うことによる、高齢者の在宅支援をはじめ地域活動支援及び強化	
【大きな目的】 □地域福祉計画の推進を図る。 □ボランティア活動センターの活性化及び地域住民同士の繋がりを構築する。 □高齢者の在宅支援の継続及び地域活動の強化を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	126,385	137,882	126,204	住民1人当たり（円） 1,487.08
事業費	千円	126,385	137,882	126,204	1世帯当たり（円） 3,213.28
国費	千円	10,547	10,089	10,893	人口 92,720
特定 県費	千円	7,468	4,472	5,057	世帯数 42,910
財 市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
源 その他	千円	1,702	1,854	2,105	
一般財源	千円	106,668	121,467	108,149	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	21,443	22,754		
活動配分	人	3,140	2,700		
正職員	人	2,590	2,250		
会計年度任用職員	人	0,550	0,450		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□第4次芦屋市地域福祉計画のもと、芦屋市社会福祉協議会等多様な主体の参加を得ながら、引き続き地域福祉を推進する。 □庁内や多機関連携・協働を通して、重層的支援体制整備事業を進める。 □芦屋市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の効果的な周知、啓発を図る。
令和 6年度の実施内容
□福祉のまちづくり委員会の開催（10月、3月） □社会福祉審議会地域福祉部会の開催（1月） □ボランティアグループへの活動助成 1,855千円 □社会福祉協議会への運営補助 83,466千円 □重層的支援体制整備事業の推進 多機関協働支援会議の開催（定例型4回、随時型4回） 社会参加推進事業と就労準備支援事業の一体的実施（くろまつ41回、寄ってカフェ11回） □重層的支援体制整備事業実施計画の改訂 □防災と福祉の連携による個別避難計画 スキーム検討会議 2回開催、モデルケース 2件作成
令和 6年度の改善内容
□地域福祉推進協議会を福祉のまちづくり委員会へ改編 □重層的支援体制整備事業実施計画の改訂

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
社会福祉法に基づき策定した地域福祉計画のもと本事業を推進することとしており、事業実施は妥当である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」を推進する事業である。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
多様な主体の参加と協働により進める事業であり、総合戦略の推進に貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価 概ね実行している
概ね計画通りに遂行している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
地域福祉を推進する業務として今以上の統廃合はできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
多様な主体との協働等で費用対効果をあげることができる可能性はある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
多様な主体との協働等で費用対効果をあげることができる可能性はある。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
事業の性質上、受益者負担を求めることは困難である。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業の推進 □関係団体や専門機関等との更なる連携強化 □「こえる場！」の発展的運営の検討 □ボランティア等市民主体の活動・交流の推進、担い手発掘・育成	□第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画の推進 □関係団体や専門機関等との更なる連携強化 □ボランティア等市民主体の活動や交流への支援及び周知

【総合評価】	妥当性	あり
重層的支援体制整備事業実施計画作成に基づき、芦屋市社会福祉協議会と連携しながら、多機関による地域福祉推進の取組を検討し、実施計画の改訂も進めた。引き続き関係機関と連携しながら、包括的・重層的な施策の推進を図る。	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	共助の地域づくり推進事業	事務事業番号	020401041037
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

戸籍の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します
	主な施策	04	2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	社会福祉法、介護保険法		
実施区分	委託	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 第1号被保険者、家族、支援者、市民	□一般介護予防事業（重層的支援体制整備事業） ・生活支援型訪問サービス従事者研修事業 ・通いの場づくり事業 ・ひとり役活動推進事業
【意図】 地域での共助の仕組みづくりや、医療・介護の連携の推進、認知症の正しい理解の啓発等により、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる環境整備を整える。	□包括的支援事業（重層的支援体制整備事業） ・生活支援体制整備事業
【大きな目的】 多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築により共助の地域づくりを推進する他、医療・介護連携体制の構築、認知症施策の推進等により、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を営める地域包括ケアシステムを構築する。	□包括的支援事業・任意事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・認知症施策推進事業 ・介護サービス相談員等派遣事業 ・認知症サポーター養成等事業

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	58,633	61,494	53,989	住民1人当たり（円） 663.22
事業費	千円	58,633	61,494	53,989	1世帯当たり（円） 1,433.09
特定国費	千円	18,125	17,580	19,614	人口 92,720
特定県費	千円	8,697	8,317	9,684	世帯数 42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
財源 その他	千円	11,683	12,172	14,229	
一般財源	千円	20,128	23,425	10,462	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	12,603	15,232		
活動配分	人	1,920	1,850		
正職員	人	1,420	1,450		
会計年度任用職員	人	0,500	0,400		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
☐ 重層的支援体制整備事業実施計画に基づく生活支援体制整備事業の実施 ☐ 第4次地域福祉計画に基づく各事業の推進と関係機関との連携促進
令和 6年度の実施内容
☐ 生活支援型訪問サービス従事者研修 ・研修修了者26人 ☐ 通いの場づくり事業 ・事業利用団体（者）数 4団体（人） ☐ ひとり役活動推進事業 ・ひとり役ワーカー登録者数97人 ・登録施設39か所 ☐ 在宅医療 ・介護連携推進事業 ☐ 相談対応件数60件（医療 ・介護連携に関する相談等） ☐ 戸屋多職種医療介護ONEチーム連絡会等 ☐ 認知症初期集中支援事業 ・対応件数4件 ☐ 認知症サポーター養成等事業 ・講座開催回数18回 ・受講者数661人 ☐ 介護サービス相談員派遣事業 ・受入事業所8か所 ・活動員数26人 ☐ 生活支援体制整備事業 ・地域支え合い推進員5人配置（第1層1人、第2層4人）
令和 6年度の改善内容
ひとり役活動の周知啓発、戸屋多職種医療介護ONEチーム連絡会による多職種連携の取組み 認知症に関する取組みの推進及び周知啓発

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
各事業の推進により目的が達成されるため、手段としては最適である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
施策目標4、5、11の推進に必要であり、目標達成に貢献している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の主な施策にも位置付けられており、貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
計画どおり実施している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
各事業は介護保険法において定められているため、統廃合はできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
他事業との連携が促進される事業手法をとっている現状から、手段の変更は困難である。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
今後も推進を図る必要があるため、コストの削減は困難である。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
事業の性質上、対象者に負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
☐ 重層的支援体制整備事業と生活支援体制整備事業の一体的な推進 ☐ ポストコロナにおける各地域、施設の活動推進 ☐ 認知症施策の推進 ☐ 多職種連携の推進	☐ 地域福祉計画に基づいた具体的な地域づくり活動の検討と実践 ☐ 重層的支援体制整備事業実施計画に基づいた取組の推進及び生活支援体制整備事業の一体的な実践 ☐ ポストコロナにおける各地域、施設の状況に応じた活動の推進 ☐ 第10次戸屋すこやか長寿プラン21に基づいた認知症施策の実践

【総合評価】									
重層的支援体制整備事業と関連施策との連携も含め、更なる充実が求められる。参加支援、地域づくり支援を意識した事業展開を検討し、多職種、多機関とのネットワークの充実等進めていく必要がある。	<table> <tr> <td>妥当性</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>達成した</td></tr> <tr> <td>改善余地</td><td>改善の余地はない</td></tr> <tr> <td>今後の方向</td><td>拡大・充実</td></tr> </table>	妥当性	あり	達成度	達成した	改善余地	改善の余地はない	今後の方向	拡大・充実
妥当性	あり								
達成度	達成した								
改善余地	改善の余地はない								
今後の方向	拡大・充実								

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	生活困窮者自立支援事業	事務事業番号	020402011030
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像 人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市			
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	01	1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援
課題別計画 地域福祉計画			
事業期間	平成27年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	生活困窮者自立支援法、若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業実施要綱		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 ■法第3条に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。	【全体概要】 必須事業「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」の実施 任意事業「就労準備支援事業」の実施 任意事業「子どもの学習・生活支援事業」の実施 任意事業「家計改善支援事業」の実施
【意図】 ■生活困窮者自立支援法は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に關する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	芦屋市社会福祉「友愛」基金条例（昭和46年芦屋市条例第17号）第3条の規定に基づく基金を活用して、家庭内におけるケアについて、支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭において、訪問による介護や家事の支援等を行う「若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業」を実施
【大きな目的】 ■生活困窮者が、法に定められた事業を活用することにより、「経済的困窮」「社会的孤立」から脱却し、地域で役割を担いながら暮らし続けられるよう、「支え合い」が実現できる地域づくりを目的とする。	「就労準備支援事業」と参加支援を推進するための「社会参加推進事業」を一体的に実施

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5 年度 決算	令和 6 年度 決算	令和 7 年度 予算	令和 6 年度決算について	
合 計	千円	43, 849	45, 486	37, 374	住民1人当たり（円）	490. 57
事業費	千円	43, 849	45, 486	37, 374	1世帯当たり（円）	1, 060. 03
	国 費	千円	20, 347	23, 904	人 口	92, 720
	特 定 県 費	千円	919	49	世 帯 数	42, 910
	財 市 債	千円	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源 その他	千円	1, 320	0		
	一般財源	千円	21, 263	24, 481	12, 414	特記事項・備考
	うち人件費合計	千円	13, 002	14, 561		
活動配分	人	2, 080	1, 900			
正職員	人	1, 410	1, 300			
会計年度任用職員	人	0. 670	0. 600			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）						

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□生活困窮者自立相談支援事業・就労準備支援事業・地域まなびの場支援事業・家計改善支援事業の実施
□住居確保給付金の支給
□若者ケアラー支援
令和 6年度の実施内容
□総合相談窓口・新規相談者数 319人
□生活困窮者自立相談支援事業・新規相談受付件数95件、新規・継続プラン作成件数62件
□家計改善支援事業プラン作成件数 18件
□就労準備支援事業利用件数 6件
□自立相談支援事業による就労支援件数 2件
□自立に向けて改善が見られた件数 37件
□就労者数 5人 □増取者数 3人
□地域まなびの場支援事業（学習支援）利用者数 9人
□住居確保給付金利用件数 2件
□若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業の周知（包括連携協定先の大学3校）
令和 6年度の改善内容
□新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者への継続的な支援
□就労準備支援事業と一体的な社会参加推進事業の実施
□若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業の実施

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
生活困窮者が必要に応じて法に定める事業を活用することで、生活困窮者の自立の促進につながるため、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
生活困窮者の自立支援は、施策目標4と整合しており、貢献している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の主な施策にも位置付けられており、貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
予定どおり実施している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
生活困窮者支援の類似事業はないため統合はできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
法律に定められている必須事業の手段変更はできないとともに、事業実施内容からも手段の変更はできない。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
事業推進の観点からコスト削減の余地はない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
事業対象者の考え方から、負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発及び潜在的ニーズの把握	□重層的支援体制整備事業との一体的実施及び生活困窮者自立支援制度を中心とした、総合相談体制及び包括的支援体制整備の推進に向けた支援システムの構築
□重層的支援体制整備事業の中核としての包括的支援体制構築	□生活困窮者への継続的支援、家計改善支援事業の推進
□ニーズに対応した社会参加の機会の創出	□就労準備支援事業と一体的な社会参加事業の推進
□若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業の周知啓発	

【総合評価】		
様々な既存制度を組み合わせながら支援する必要がある相談内容も増加しており、重層的支援体制整備の取組と双方に連携し、支援の充実を進めていく必要がある。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	改善余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	生活保護法施行事務	事務事業番号	020402010230
担当所属	こども福祉部福祉室生活保護課	担当課長名	阿南 尚子

【事務事業基本情報】

声援の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	01	1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援
課題別計画			
事業期間	昭和25年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	法定受託事務		
根拠法令等	生活保護法、同施行令		
実施区分	直営、委託	財源	国・県等の補助
施設種別	庁舎		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 現に生活に困窮し、最低生活を維持することが困難な被保護者	被保護者の生活の向上・自立を目指し、金銭給付・現物給付を行う □生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な扶助 □教育扶助 子どもに義務教育を受けさせるために必要な扶助 □住宅扶助 居宅や住宅維持のために必要な扶助 □医療扶助 診察、薬剤等の医療行為を受けるに伴い必要な扶助 □介護扶助 介護サービスの利用に伴い必要な扶助 □出産扶助 分娩に関する扶助 □生業扶助 生業に必要な扶助（高等学校就学に係る費用を含む） □葬祭扶助 葬祭に必要な扶助
【意図】 被保護者の最低限度の生活を保障するため、資産活用等を行い自らの生活の維持向上・自立を目指す間、金銭給付及び現物給付を行う	
【大きな目的】 被保護者の健康で文化的な生活水準を保障し、生活の向上を図り、自立を助長すること	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	1,364,121	1,463,182	1,530,484	住民1人当たり（円） 15,780.65
事業費	千円	1,364,121	1,463,182	1,530,484	1世帯当たり（円） 34,098.86
特定国費	千円	964,893	1,035,964	1,141,821	人口 92,720
特定県費	千円	22,601	20,495	22,160	世帯数 42,910
特定市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
特定財源	千円	46,174	15,499	0	
一般財源	千円	330,453	391,224	366,503	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	75,694	78,736		
活動配分	人	12,020	10,650		
正職員	人	8,070	6,500		
会計年度任用職員	人	3,950	4,150		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

医療扶助費が昨年度と比較し1億円強増加しており、他の扶助費で多少の増減はあるものの、人件費を含むトータルで99,061千円の事業費が増加する結果となった。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□関係機関等との連携による、被保護者の生活の安定
□就労支援制度の活用による被保護者の自立促進
□被保護者健康管理支援事業等による被保護者の重症化の未然防止、健康促進
令和 6年度の実施内容
□令和7年3月31日現在 568世帯 713人（7.6%） 生活保護費支給合計 1,376,682,951円
【内訳】
生活扶助 349,283,224円 住宅扶助 194,916,333円
教育扶助 2,680,416円 出産扶助 485,888円
生業扶助 2,481,744円 介護扶助 29,159,012円
医療扶助 788,070,195円 葬祭扶助 3,796,167円
施設事務費 4,643,919円
就労自立給付金 466,053円 進学・就労準備給付金 700,000円
□就労支援制度の活用による被保護者の自立 8人
□被保護者健康管理支援事業による健康診査受診数 62人
令和 6年度の改善内容
□計画に沿った家庭訪問及び面談による被保護者の適切な現状把握及び生活支援
□社会福祉協議会等関係機関との連携による支援及び自立促進
□保護費返還金等の債権管理業務の強化

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
法定受託事務につき市が実施しなければならず、事業実施の妥当性はある。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
本事業は経済的な困窮や社会的孤立防止を支援する事業であり、計画との整合性はある。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
他部署、多機関との連携が必須の事業であり、包括的支援体制の構築を目指す総合戦略の推進に貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
適正に生活保護業務を遂行中である。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
生活困窮者自立支援事業と「自立」の目的は同じであるが、根拠法が異なり統合はできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
手段変更はできないが、生活困窮者自立支援制度との連携の強化や他法の利用等で、費用を抑えることが可能な場合がある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
扶助費以外は最低限の予算でコスト削減は不可だが、医療扶助費の適正化次第ではコスト削減の可能性はある。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
対象者が生活保護受給者であり、負担を求めることはできない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□課題を多数抱えた世帯に対する関係機関等との情報共有及び密な連携による生活支援	□家庭訪問による被保護者の状況確認、自立支援を確実に実施する。
□一時的な困窮で保護申請に至ったケースへの、重点的な支援及び自立助長への伴走支援	□関係機関、関係部署との情報共有や合同研修会等による連携強化、被保護者健康管理支援事業の推進、被保護者への就労支援による早期自立等、全て継続して実施する。
□保護費過大支給への早期対応、防止に向けた体制づくり	

【総合評価】	妥当性	義務的事業
本事業は生活困窮者自立支援制度の実施機関とも密に連携しながら、最後のセーフティネットとして適切な運用が求められる。令和6年度は就労支援制度の活用による被保護者の自立支援に成果が見られた一方、重症患者が多く医療扶助費は大幅に増加している。今後は必要な内科受診や特定健診の受診勧奨等保護受給者の健康管理にも留意し、関係機関との協働において個々の自立助長と生活支援に努める必要がある。	達成度	達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	地域支援事業	事務事業番号	020402020162
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	竹内 典子

【事務事業基本情報】

戸慶の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	02	2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進
課題別計画	戸慶すこやか長寿プラン2 1		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	その他
事業種別	自治事務		
根拠法令等	介護保険法等		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助、使用料
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 被保険者	□介護予防・日常生活支援総合事業 ■介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント
【意図】 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。	■一般介護予防事業 市内在住のすべての高齢者に対して介護予防事業を実施 □包括的支援事業 包括的・継続的支援を行うための地域包括支援センターの運営 □任意事業 介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業等 □地域包括支援センター運営協議会運営経費
【大きな目的】 継続的マネジメントを実施し、介護予防を推進することにより要介護状態の重度化を防ぐ。 地域包括ケアシステムの推進を図る。	

【事務事業の経費】

年度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	637,087	621,305	692,534	住民1人当たり（円） 6,700.87
事業費	千円	637,087	621,305	692,534	1世帯当たり（円） 14,479.26
特定国費	千円	199,236	188,045	195,837	人口 92,720
特定県費	千円	96,638	93,353	98,641	世帯数 42,910
特定市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
特定財源	千円	259,538	209,940	293,526	
一般財源	千円	81,675	129,967	104,530	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	31,641	26,743		
活動配分	人	5,100	3,375		
正職員	人	3,050	2,325		
会計年度任用職員	人	2,050	1,050		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
・介護予防・日常生活支援総合事業の安定的な実施 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議のあり方の検討
令和 6年度の実施内容
（1）介護予防・生活支援サービス事業 予防専門型訪問サービス：7,483件、41,165日 予防専門型通所サービス：6,885件、41,088日 生活支援型訪問サービス：1,425件、5,745日 介護予防ケアマネジメント：8,179件 （2）介護予防事業：すべての高齢者を対象者として、さわやか教室を開催。年間：687日、延べ参加者数：7,194人 （3）包括的支援事業：適切に地域包括支援センターの運営を行った。（地域包括支援センター数：5） ・令和6年10月1日より、打出浜・浜風小学校区に打出浜高齢者生活支援センターを設立し、精道及び潮見園域分を打出園域へ移管することで、増加する相談対応の強化に努めた。 ・地域ケア会議について、令和7年度からは2か月に1回の実施とすることを決定した。 （4）任意事業：家族介護への支援等の事業を実施。家族介護用品支給事業（341件、2,508千円）・認知症等高齢者GPS機器貸与事業（登録者16人、検索回数13回）
令和 6年度の改善内容
・認知症施策の推進（若年性認知症の方の支援体制構築） ・介護予防・日常生活支援総合事業やその他介護保険について市民への周知に力を入れた

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
介護保険法に定められた事業である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
高齢者が地域で生き生きと暮らしていく「地域包括ケア」を推進している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に遂行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
介護保険事業計画に則り、評価を受け進行管理している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
法に位置づけられた事業で、行政が主体的に実施する事業である。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
総合事業において、住民主体の担い手を増やすなどしてサービスを拡充することができる。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
より効果的な事業実施方法について、引き続き検討の余地がある。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている
総合事業において、一定の負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・増加する相談件数や複雑化した相談事案に対し、地域包括支援センターの役割・負担が増大しており、持続可能な運営ができるよう体制整備を検討する必要がある。	今後の要介護高齢者の増加及び生産年齢人口の急減を見据え、効果的な介護予防事業の実施や地域支援事業の充実に取り組み、地域包括ケアを推進する。

【総合評価】		
今後の要介護高齢者の増加及び生産年齢人口の急減を見据え、効果的な介護予防事業の実施や地域支援事業の充実に取り組み、地域包括ケアを進化・推進することは重要である。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	地域介護・福祉空間整備事業	事務事業番号	020402020180
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	竹内 典子

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	02	2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進
課題別計画	戸屋すこやか長寿プラン21		
事業期間	平成21年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱(国)、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱(県) 戸屋市介護人材養成支援事業補助金交付要綱(市)		
実施区分	補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別	福祉施設		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 地域密着型介護施設及びその他介護サービス事業者 市内介護サービス事業所に勤務する介護従事者	□地域密着型サービス、介護予防拠点など市の日常生活圏域で利用されるサービス拠点の必要性を精査する。 □介護従事者が働きやすい職場環境を整備する。 □市内事業所に勤務する介護従事者及び職員の研修費用を負担する法人に対し研修受講費用の一部を補助する。
【意図】 地域の実情に合わせ自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する。	
【大きな目的】 ○介護サービス基盤の整備 ○介護従事者の確保及び負担軽減 ○新たな介護人材の確保及び介護職員の離職防止	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	86,113	17,071	93,867	住民1人当たり（円）	184.11
事業費	千円	86,113	17,071	93,867	1世帯当たり（円）	397.83
特定国費	千円	59,050	7,730	68,860	人口	92,720
特定県費	千円	20,757	2,376	21,561	世帯数	42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
源その他	千円	0	0	0		
一般財源	千円	6,306	6,965	3,446	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	5,986	6,642			
活動配分	人	0.800	0.717			
正職員	人	0.800	0.717			
会計年度任用職員	人	0.000	0.000			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

令和5年度には介護保険サービス事業所に対し物価高騰対策支援事業を行っていたが、令和6年度分は令和7年度に繰り越して事業実施することとなったため、事業費減が生じている。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
施設改修等に対し地域介護拠点整備補助を実施する。 市内事業所に勤務もしくは就労する予定の介護従事者の受講する初任者研修・実務者研修の受講料に対する補助を実施する。
令和 6年度の実施内容
・令和5年度に申請のあった地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を令和6年度に繰り越し、総額7,730,000円（1件）の補助を行った。 ・令和6年度の地域介護拠点整備補助金の申請件数は1件、補助総額は1,410,000円。 ・令和6年度の戸屋市介護人材養成支援事業補助金申請件数は33件（初任者研修13件、実務者研修20件）補助総額は1,287,935円。
令和 6年度の改善内容
介護人材養成支援事業について、予算を拡充し人材確保及び定着を支援するとともに、事業所の支援及び負担軽減に努めた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 費用対効果を鑑み）適切である
高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備が必要である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備が必要である。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
すこやか長寿プラン21に基づき実行している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
介護サービス基盤の整備に必要な事業であり、類似事業はない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
要綱等に従い実施するため、手段変更の余地はない。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
要綱等に従い実施するため、コスト削減の余地はない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
要綱等に基づき交付を行うため、受益者負担を求める内容ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・少子高齢化に伴う介護人材不足。 ・感染症や物価高騰等に対する適宜適切な事業者支援。	・介護保険事業計画に基づき、幅広い層の人材の確保に向けた補助制度の創設を検討する。 ・国・県の補助金メニューを事業者に周知し、制度の活用を促す。 ・申請に基づき、補助金の交付を適正に行う。

【総合評価】		
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護サービス基盤の整備を進めるとともに、更なる介護人材の確保・定着に取り組む。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	地域生活支援事業	事務事業番号	020402030222
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	下條 純

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	障害者総合支援法、心がつながる手話言語条例、障害者地域生活支援事業実施要綱、地域活動支援センター事業実施要綱、障がい児機能訓練事業実施要綱 等		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 障がいのある人（児童含む）	【全体概要】 □地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施 ・理解促進研修・啓発事業 ・相談支援事業 ・意思疎通支援（手話・要約筆記等派遣）事業 ・日常生活用具の給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター ・成年後見制度利用支援事業 ・障がい児機能訓練事業 ・手話奉仕員養成研修事業 他
【意図】 障がいのある人が地域社会の構成員として必要な情報支援・移動支援・スポーツ文化活動支援等を行う。	
【大きな目的】 障がいのある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について		
合 計	千円	278,200	313,862	266,470	住民1人当たり（円）	3,385.05	
事業費	千円	278,200	313,862	266,470	1世帯当たり（円）	7,314.43	
	国 費	千円	58,292	56,556	74,121	人 口	92,720
	特 定 県 費	千円	32,871	31,983	41,657	世帯数	42,910
	財 市 債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源 その他	千円	687	646	665		
	一般財源	千円	186,350	224,677	150,027	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	43,394	51,820				
活動配分	人	7,730	7,650				
正職員	人	3,730	3,650				
会計年度任用職員	人	4,000	4,000				
うち経費	千円	0	0				
減価償却費	千円	0	0				
他部門経費	千円	0	0				
事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）							

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
失語症の人を対象にした新たな意思疎通支援事業について、県事業の動向を注視する。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」を事業所等へ周知するとともに、それに基づき公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援していく。
令和 6年度の実施内容
□相談支援事業：52,865千円、（基幹相談）相談実人員：108人、延対応回数：2,686回、（一般相談）相談実人員：625人、延対応回数：5,783回、研修講師謝礼：132千円□意思疎通支援事業：職員向け手話講座の開催：12回、手話通訳者派遣：337千円（12人139回）、要約筆記者派遣125千円（12人20回）手話奉仕員養成研修：210千円、研修会講師謝礼：47千円 □日常生活用具給付等事業：1,331件・13,524千円 □移動支援事業：185人・41,839.5時間・111,619千円 □ボランティア活動支援事業：450千円 □広報あしや点訳・音訳業務：574千円 □障がい児機能訓練事業：12,760千円 理学21人・345回、作業49人・621回、言語26人・281回、水浴39人・475回、医師面接88人・12回 □療育支援相談：754千円 □地域活動支援センター事業補助金：7事業所・31,895千円 □入浴サービス：5人・97回・1,348千円 □日中一時支援事業：50人・2,386回・5,449千円 □更生訓練費：41人・1,666千円 □その他：80,107千円
令和 6年度の改善内容
手話言語条例や聴覚障がいのある人とのコミュニケーション支援の普及啓発のために、リードあしやと連携を図り、市内の高校生や聴覚障がいのある人などと協働して、市民向けのパンフレットを作成した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	目的達成のための手段として適切か
総合評価	唯一の手段である
障害者総合支援法において定められている。	
【目的妥当性評価】	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
第5次総合計画の重点項目に位置付けられている。	
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	該当なし
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	概ね実行している
計画に基づき実施している。	
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
障がいのある人が地域で日常生活及び社会生活を送ることができるよう必要な事業を実施している。	
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
地域生活支援事業実施要綱に基づき実施しており、手段の変更を行うことができない。	
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
コスト削減はできないが、サービス計画作成時点及びモニタリングにおいて点検している。	
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている
実施事業ごとに適正な負担を求めている。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
障がい児機能訓練において、希望者の増加に伴い待機が発生しており、適切な時期に訓練を受けることができないケースが発生しているため、改善が必要である。	障がい児機能訓練の待機者数の減少を目指す。手話言語条例等の啓発パンフレットの周知に努める。芦屋市障がい福祉サービス等ガイドラインに基づき公平・適正な支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援する。失語症の人への意思疎通支援事業に係る県事業の動向を注視する。

【総合評価】		
「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」を事業所等へ周知するとともに、公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援した。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	障害者総合支援法介護給付費等事業	事務事業番号	020402030216
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	下條 純

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	一般会計
根拠法令等	障害者総合支援法		
	実施区分	直営	財源 市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 障がいのある人（児童含む）	【全体概要】 □介護給付（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・施設入所支援 他） □訓練等給付（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助） □自立支援医療（更生医療・育成医療） □補装具 □障害支援区分認定審査会
【意図】 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現	
【大きな目的】 障がいのある人の自立を支援する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計		1,811,716	2,110,633	2,480,764	住民1人当たり（円）	22,763.51
事業費	千円	1,811,716	2,110,633	2,480,764	1世帯当たり（円）	49,187.44
	国費	873,154	1,002,920	1,230,479	人口	92,720
	特定県費	441,023	508,705	621,211	世帯数	42,910
	財市債	千円	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	千円	1,783	1,188		
	一般財源	千円	495,756	597,820	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	39,982	47,430			
	活動配分	人	6,750	6,320		
	正職員	人	3,720	3,840		
	会計年度任用職員	人	3,030	2,480		
うち経費	千円	0	0			
	減価償却費	千円	0	0		
	他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

サービス利用者の障がいの重度化及び介護者の高齢化並びに就労意欲の高まり等による事業費増。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
令和 5年度に策定した第7期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉施策を推進する。相談支援専門員を増員していただけるよう相談支援事業所への補助事業を実施し、計画相談を受けるまでの待機期間の解消につなげる。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」に基づき、公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加及び日常生活を支援していく。
令和 6年度の実施内容
□障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付：1,956,268千円 ＜支給決定者数＞・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）299人・日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）485人・居住系サービス（共同生活援助、短期入所）261人・施設入所支援49人・療養介護11人 □自立支援医療：76,220千円＜受給者数＞更生医療183人、精神通院医療1,795人、育成医療2人 □補装具費：14,301千円・障がい者（18歳以上）交付52件、修理32件・障がい児（18歳未満）交付26件、修理11件 □相談支援事業所人材確保支援事業補助金：1,077千円 □グループホーム等利用者家賃負担軽減事業：10,064千円 □その他：52,703千円
令和 6年度の改善内容
計画相談における待機期間解消に向け、相談支援事業所人材確保支援事業補助金を交付し、相談支援事業所の相談支援専門員の増員に対するサポートを行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 唯一の手段である
障害者総合支援法において定められている。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
第5次総合計画の重点取組に位置付けられている。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を順実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
報酬改定等に対応し、適切に実行している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
当該事業は、障がいのある人に必要なサービスの提供に関するものであり、統合等にならない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
法令等によるものであり、手段の変更等はできない。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
必要なサービスを提供しており、定期的なモニタリングの実施により適宜支給量等を確認しながら支給決定を行っている。
【効率性評価】 受益者負担を求めていることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている
障害者総合支援法において定められた負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
計画相談を受けるまでの待機期間の解消（相談支援事業所の人員体制の強化）。サービス提供事業所職員の確保。	第7期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉施策を推進する。障がい福祉人材養成の支援により、サービス提供事業所職員の確保・質の向上を図り、安定かつ良質なサービスの供給を促進する。芦屋市障がい福祉サービス等ガイドラインに基づき公平・適正な支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援する。

【総合評価】

「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」に基づき、公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加及び日常生活を支援した。	妥当性	義務的事業
	達成度	達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	障がい者福祉・障がい児育成事業	事務事業番号	020402030213
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	下條 純

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画		
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	芦屋市住宅改造費助成事業実施要綱、芦屋市福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱、芦屋市福祉施設等通園（通学）費扶助要綱、芦屋市補助金交付要綱、芦屋市軽・中度難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱、芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱等		
実施区分	直営、委託、補助、負担金	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 障がいのある人（児童含む）	【全体概要】 □障がい者相談員業務（一部委託） □はんしん自立の家ショートステイ運営負担金（補助） □住宅改造費助成事業 □身体障害者福祉協会・障がい児者父母の会・手をつなぐ育成会・家族会に対する団体補助金 □障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画策定業務 □福祉タクシー利用料金等助成事業（補助） □はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業（補助） □障がい福祉啓発事業 □福祉施設等通園（通学）費扶助 □軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 □障がい者差別解消支援地域協議会 □合理的配慮提供支援助成事業 □みんなにやさしいお店登録事業
【意図】 障がいのある人の在宅支援等	
【大きな目的】 障がいのある人の自立支援と障がいのある児童の育成	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	64,104	54,984	44,614	住民1人当たり（円）	593.01
事業費	千円	64,104	54,984	44,614	1世帯当たり（円）	1,281.38
	国費	10,700		0	人口	92,720
	特定県費	599	622	951	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	378	400	1,613		
	一般財源	52,427	53,962	42,050	特記事項・備考	
うち人件費合計		千円	32,016	34,592		
活動配分	人		6,530	5,900		
	正職員		2,150	1,880		
	会計年度任用職員		4,380	4,020		
うち経費		千円	0	0		
減価償却費	千円		0	0		
	他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

障がい福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金の交付にかかる支出がなかったため。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
令和 5年度に策定した「第7 期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉施策を推進する。
令和 6年度の実施内容
ロシテム保守等業務：954千円□身体障がい者相談員業務：相談員5人・相談数586件・90千円 □知的障がい者相談員業務：相談員3人・相談数20件・54千円□はんしん自立の家ショートステイ運営事業負担金：349千円□障がい者団体補助金（身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会・障がい児者父母の会・家族会）：360千円□福祉タクシー利用料金等助成事業：（タクシー券）881人（ガソリン費用）441人・15,420千円□はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業：6人・2千円□障がい者差別解消関連事業：障がい者差別解消支援地域協議会の開催：123千円、合理的配慮提供支援助成事業：2件・400千円
令和 6年度の改善内容

【事業の評価】

目的妥当性評価	目的達成のための手段として適切か
総合評価	唯一の手段である
団体支援、各種事業実施において市が主体となるものである。	
目的妥当性評価	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
第5次総合計画の重点取組に位置付けられている。	
目的妥当性評価	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種事業に取り組んでいる。	
有効性評価	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	概ね実行している
計画に基づき実施している。	
有効性評価	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
障がいのある人に対する事業であり、類似事業はない。	
効率性評価	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
障がいのある人に対する事業であり、支援の方法を変更することは困難である。	
効率性評価	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
障がいのある人に対する事業であり、コスト削減はできない。	
効率性評価	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めているない
実施事業の性質上、負担を求めることはなじまない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
令和 6 年 4 月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたため、合理的配慮の提供について更なる周知啓発が必要である。	合理的配慮の提供に係る更なる周知啓発を行っていく。条例に基づく障がい者差別解消関連施策の取組状況の確認を行うとともに、障がい者団体及び自立支援協議会から評価を受ける。第7 期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉施策を推進する。次期障がい福祉計画を策定するため、アンケート調査等を実施する。

【総合評価】		
令和 6 年 4 月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたため、合理的配慮の提供について更なる周知啓発を行った。「第7 期障がい福祉計画」に基づき、各種事業に取り組んだことで障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がい福祉施策を推進した。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	障害児通所支援等に要する経費	事務事業番号	020402030681
担当所属	こども福祉部こども家庭室こども政策課	担当課長名	三崎 英誉

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めす
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画			
事業期間	昭和62年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	児童福祉法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則、芦屋市福祉施設等通園（通学）費扶助要綱、芦屋市医療的ケア児支援協議会設置要綱、芦屋市医療的ケア児等コーディネーター配置事業実施要綱		
実施区分	直営、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料
		施設種別	福祉施設

【事業概要】

事業概要	
【対象】 在宅の障がい児（0～18歳）	【全体概要】 □早期療育訓練事業「すくすく学級」：親子通園が可能な概ね生後6か月から就学前の児童を対象に、児童発達支援を実施 ・事業所指定を県から受け、事業を実施 ・児童に対し、発達に応じた生活指導・遊戯指導、訓練及び集団適応指導 ・保護者に対し、児童の発達に応じた助言・指導 □福祉施設等通園（通学）費扶助 □日中一時支援事業 □障害児通所支援 □芦屋市医療的ケア児支援協議会 □芦屋市医療的ケア児等コーディネーターの配置
【意図】 心身の発達に支援を要する児童等を対象に、障害児通所支援（児童発達支援、児童発達支援センター等）の利用により、日常生活動作や集団生活への適応訓練等の場を提供し、福祉の増進を図る。	
【大きな目的】 心身の発達に支援を要する児童の福祉の増進	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	441,878	498,464	513,940	住民1人当たり（円）	5,376.01
事業費	千円	441,878	498,464	513,940	1世帯当たり（円）	11,616.50
	国費	188,329	215,285	252,650	人口	92,720
	特定県費	90,604	107,229	122,590	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源その他	18,082	10,716	18,221		
	一般財源	144,863	165,234	120,479	特記事項・備考	
うち人件費合計		千円	53,508	60,745		
活動配分		人	9,970	9,050		
正職員		人	4,110	4,100		
会計年度任用職員		人	5,860	4,950		
うち経費		千円	2,419	2,501		
減価償却費		千円	2,419	2,501		
他部門経費		千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

・障害児通所支援事業所利用者の増加

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標	障害児通所支援の適切な支給、計画相談の確立を行う。
令和 6年度の実施内容	
□早期療育訓練事業「すくすく学級」：実利用者数17名 事業費 4,953千円 □施設維持管理費 2,379千円 □日中一時支援事業「すくすくひろば」：実利用者数3名 □障害児通所支援給付 ・児童発達支援 支給決定者数 115名 120,496千円 ・放課後等デイサービス 支給決定者数 264名 253,391千円 ・保育所等訪問事業 支給決定者数 121名 17,624千円 ・障害児相談支援 支給決定者数 385名 28,075千円 ・高額障害児通所給付 支給者数 5名 52千円 ・肢体不自由児通所医療費 1名 44千円 □医療的ケア児支援 支援協議会 開催1回 医療的ケア児等コーディネーターの配置 4,950千円	
令和 6年度の改善内容	
・障害児通所支援の支給申請時に、市内・近隣市の事業所の情報などを提供するとともに、計画相談の制度と意義を丁寧に説明した。	

【事業の評価】

目的妥当性評価	目的達成のための手段として適切か
総合評価	最適である
発達に課題のあるこどもと保護者にとって早期療育・通所支援は有効である	
目的妥当性評価	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
障がい児福祉の増進に寄与している	
目的妥当性評価	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
発達に課題のあるこどもに早期に適切な療育及び訓練を提供している	
有効性評価	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
発達に課題のあるこどもに早期療育及び訓練を提供し、適正に事業を実施している	
有効性評価	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統合はできない
類似事業はなく統合や代替をすることはできない	
効率性評価	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
障がい児福祉という事業の性質上、費用対効果を求めるものではない	
効率性評価	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
経費を節減し、必要最小限のコストで業務を遂行している	
効率性評価	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている
サービスの利用者に対し、適切な受益者負担を求めている	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・市内に障害児通所支援事業所が増え、制度を利用しやすくなっているが、制度の趣旨について引き続き周知・理解を図る必要がある。 ・療育の必要なこどもに対し、通所による支援が適切になれるように、制度の周知を図る。	・療育内容の更なる充実及び障がい児通所支援の周知と適切な支給により、児童の発達を促し、福祉の増進を図る。 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児支援協議会の活用と合わせて、医療的ケア児への支援を関係機関等と連携して推進する。

【総合評価】		
障がい児通所支援サービスの利用が年々増加しており、こどもの発達等の支援を必要とする家庭に対して、適切な情報と療育の提供を実施することは適切である。	妥当性	義務的事業
	達成度	概ね達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	現状維持

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】 1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020402010229	援護資金貸付金	こども福祉部福祉 室生活援護課	家屋補修や生活費など 一時的に困窮している 生活困窮者（ただし、 新規貸付は令和6年度 末で終了）	生活困窮者が家屋補修や生活費に一時 的に困窮している場合に早期の自立更 生を図るため、その必要な資金を貸し 付ける（ただし、新規貸付は令和6年 度末で終了）	生活困窮者の早期の自立更生。（た だし、新規貸付は令和6年度末で終了）	524	2,779	制度利用により生活再建が望める世帯 に対し、適切な案内を実施する。 返済が滞っている世帯に対し、生活状 況を確認の上、可能な範囲で分納いた だけよう努める。	新規貸付：0件 6年度は2件の貸付相談があったが、1件は生活保護対応、1件は貸付け条件非該 当 完納：1件 債務者7人のうち、1人が完済となった。
020402010228	生活困窮者に対す る法外扶助金給付 事業	こども福祉部福祉 室生活援護課	被保護者・要保護者等 の生活困窮者	生活困窮者に対する法定外の金銭給付 、現物給付を行い、生活の安定と自立 を促す	生活困窮者の生活の安定と社会福祉の 増進	1,573	3,912	生活困窮者に対する金銭・現物給付を 適正に実施することで、生活の安定と 自立を促す。	生活困窮者に対する法外扶助金 5,386円 【内訳】 □高齢者日常生活用具給付に要する経費 6件 4,396円 □行路人応急扶助 3件 990円

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020402020163	介護保険に係る一般管理	こども福祉部福祉室高齢介護課	市内在住の65歳以上の 人（第1号被保険者）	介護保険給付費の財源確保	介護保険制度の適正な運営	40,069	30,273	・介護保険事業の適正な運営 ・介護保険システムの更新	・介護保険事業の適正な運営 ・介護保険システムの更新
020402020165	介護認定・調査事務	こども福祉部福祉室高齢介護課		適正な要介護認定	介護保険制度の適正な運営	110,108	114,576	要介護認定の適正化の推進	□認定調査体制の充実 ・認定調査員数の維持に努め、第10次すこやか長寿プラン21で目標としている市直営の調査の実施率7割以上を維持した。 ・各調査員の調査項目の判定傾向を分析し、調査員間での乖離が生じないように指導を行い、認定調査の平準化を行った。 ・委託調査の訪問調査票及び市直営で実施した訪問調査票について全件事後点検を実施した。 □介護認定審査会体制の充実 ・合議体ごとの有効期間の判定に差異が出ないように判定率の調査などを行い平準化に努めた。
020402020167	介護保険給付等	こども福祉部福祉室高齢介護課	介護保険被保険者及び 介護保険認定者	介護保険サービスの給付等及び介護保 険財政運営	介護保険制度の適正な運営	8,876,838	9,236,573	事業所への指導等を強化し、適正な事業運営や給付適正を図る。	事業者への指導等を強化し、適正な事業運営や給付適正を図った。 ケアプランチェック、医療費突合、縦覧点検等を計画的に実施した。
020402020174	入所措置業務	こども福祉部福祉室高齢介護課	環境上の理由・経済的な理由等により老人福祉法上の措置が必要な方	環境上の理由・経済的な理由等により老人福祉法上の措置が必要な方を特別養護老人ホーム等で受け入れる。 生計困難者に対し、利用料負担金の一部を軽減することにより、サービスを利用しやすくする。	高齢者を施設で保護し、生活の安定を図る。 高齢者の生活自立支援を推進する。	9,577	18,098	虐待等による入所措置が必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し措置業務を行う。入所措置後の支援に努める。	【措置入所者（令和7年3月末現在）】 ・和風園 10人 ・市外措置施設 1人
020402020176	高齢福祉に係る一般事務	こども福祉部福祉室高齢介護課	65歳以上の高齢者	高齢者福祉計画の策定・評価と必要な事業の実施	高齢者施策の推進	14,921	6,725	適切な高齢者施策の事務の遂行 第9次すこやか長寿プラン評価委員会の進行 第10次すこやか長寿プラン策定委員会の進行	第9次すこやか長寿プラン評価委員会の開催 令和6年11月5日（火） 第10次すこやか長寿プラン策定委員会の開催 令和6年度は実施なし。
020402020178	養護老人ホーム運営事業	こども福祉部福祉室高齢介護課	65歳以上で環境上の理由・経済的な理由で居宅での生活が困難な方	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者が、老人福祉法に基づく措置により、養護老人ホーム「和風園」に入所し、養護を受ける。	高齢者の生活の安定 特定施設化による介護保険サービスの提供により、住み慣れた施設で過ごすことができるようにする。	88,159	102,105	入所者が安心して生活を送れるように体制を整える。	年4回のモニタリングを行い、改善が必要なものについて指定管理者と協議を行った。
0204020201043	三条デイサービス事業	こども福祉部福祉室高齢介護課	65歳以上の高齢者	高齢者の生活の心身の健康と安定を図る。	介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業の推進 在宅の高齢者が介護保険施設を利用し、生活の安定を図る。	3,640	4,933	施設の修理及び安定した運営を行う。	令和7年度末での閉所を決定し、利用者・担当ケアマネジャーに通知した。

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】 3 障がいのある人が活躍できる環境整備

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020402030214	障がい者（児）助成事業	こども福祉部福祉室障がい福祉課	重度の障がいがある人等	重度の障がいがある人等やその介護者の負担軽減	障がいのある人等の福祉の向上	45,605	52,863	手当及び給付金の支給により、重度心身障がい者（児）及びその介護者の経済的負担を軽減し、在宅生活を支える。	□特別障害者手当：100人・32,552千円 □障害児福祉手当：58人・11,646千円 □重度心身障害者（児）介護手当：1人・100千円
020402030590	みどり地域生活支援センターに要する経費	こども福祉部福祉室障がい福祉課	常時介護を必要とする障がいのある人（障害支援区分3以上）	常時介護を必要とする障がいのある人に、昼間又は短期入所の間、入浴、排泄、食事の介護を行うと共に、創作的活動を行う。	障がいのある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援	129,571	139,900	円滑な事業実施のため、定期的に受託法人と協議を行う。	□利用人数：生活介護27人、短期入所18人 □運営業務委託：123,570千円 □光熱水費：6,322千円 □施設補修費：2,244千円 □消防設備、機械設備、電気設備、特別清掃委託料等：2,542千円 □その他の経費（電信電話料、損害保険）：313千円
020402030639	「友愛」基金による社会福祉活動助成事業	こども福祉部福祉室障がい福祉課	旧みどり学級の「住宅つき生涯学級」に在籍していた、みどり地域生活支援センターの通所者	家賃助成をすることにより、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。	障がいのある人の福祉の増進	1,694	1,986	旧みどり学級の「住宅つき生涯学級」に在籍し、引き続きみどり地域生活支援センターに通所する者に住宅家賃を助成し、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する。	みどり地域生活支援センター通所者住宅補助：1人・377千円

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	男女共同参画センター事業	事務事業番号	020403010351
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン		
事業期間	平成 6年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例		
実施区分	直営	財源	市、使用料など
		施設種別	集会施設

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	☐ 男女共同参画センターの管理・運営 ☐ 登録団体等の育成及びネットワーク活動の支援 ☐ 男女共同参画センターフェスタの開催 ☐ 啓発講座等の実施 ☐ 啓発紙（センター通信「ウィザス」）の発行・配布 ☐ 男女共同参画週間事業の実施 ☐ 国際女性デー事業の実施 ☐ 女性の悩み相談（心の悩み相談、家事調停相談）、女性のための法律相談の実施、各種相談との連携
【意図】 社会のあらゆる分野で、女性と男性が対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指し、講座等の学習会や交流会などの活動を通して女性をエンパワメントする事業を展開	
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計		千円 28,747	千円 33,824	千円 4,191	住民1人当たり（円）	364.80
事業費	千円	28,747	33,824	4,191	1世帯当たり（円）	788.25
	国費	千円 0	0	0	人口	92,720
	特定県費	千円 85	96	97	世帯数	42,910
	財市債	千円 0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源その他	千円 78	94	85		
	一般財源	千円 28,584	33,634	4,009	特記事項・備考	
	うち人件費合計	千円 25,138	29,982			
活動配分	人	3,900	3,800			
	正職員	人 2,900	2,800			
	会計年度任用職員	人 1,000	1,000			
うち経費	千円	0	0			
	減価償却費	千円 0	0	0		
	他部門経費	千円 0	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
・男女共同参画センターの認知度向上のため、より効果的な方法を検討する。 ・第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランに基づく啓発事業の実施
令和 6年度の実施内容
・男女共同参画センターの管理・運営 ・登録団体等の活動及びネットワークづくりの支援 ・啓発講座等の実施 ・啓発紙（センター通信「ウィザス」）の発行・配布（年4回発行） ・男女共同参画週間事業、国際女性デー記念事業の実施 ・女性の悩み相談（心の悩み相談、家事相談）、女性のための法律相談 ・ウィザスあしやフェスタの実施（DV被害者支援のためのチャリティーバザー、登録グループワークショップ、パネルディスカッション） ・情報コーナーにおける図書及びDVDの貸出し ・生理の貧困に対応した、市役所庁舎内トイレへの生理用品の配架及びアウトリーチ支援が可能な関係機関への生理用品の提供
令和 6年度の改善内容
新たな生活様式を意識した、オンラインと会場参加のハイブリッド型の講座実施も取り入れながら、継続的に事業を実施した。またウィザスあしやフェスタの開催や啓発紙の発行を通じて、男女共同参画センターの周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画行動計画に基づき市が実施しており、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本計画に基づき実施している事業であり、貢献度は大きい。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
計画に基づく進捗管理を行い、より効果的な事業実施に努めている。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
講座の実施方法などについて、さらに効果的な方法を検討する余地はある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
関係機関や包括連携協定先との共催などによりコスト削減に努めている。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている
講座の実施において、受講者が負担すべき受講料や一時保育料などは既に適正な負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
男女共同参画センターの認知度の向上、幅広い世代の利用促進を図るとともに、より時代のニーズに即した講座・事業テーマの選定と実施方法を検討していく必要がある。	男女共同参画行動計画ウィザス・プランに基づき、男女共同参画への関心と理解をより深めるための啓発事業を継続的に実施する。

【総合評価】		
第5次計画の重点取組である「男性の家庭生活での活躍推進」に関する講座を多数実施したり、ウィザスあしや30周年フェスタで市長も参加するパネルディスカッションを実施したりするなど、男女共同参画に積極的に取り組んだ。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	男女共同参画推進施策	事務事業番号	020403010349
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン		
事業期間	平成 3年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、売春防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、芦屋市男女共同参画推進条例		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	庁舎

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	□男女共同参画推進条例（H21.3月制定）に基づく啓発 □男女共同参画推進審議会の設置・運営（H21～） □第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン（第3次配偶者等からの暴力対策基本計画、第3次女性活躍推進計画を含む）（R5～R9）の推進及び進行管理（実績報告及び実施計画の作成）
【意図】 社会のあらゆる分野で、女性と男性が対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開	
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	6,106	7,553	288	住民1人当たり（円） 81.46
事業費	千円	6,106	7,553	288	1世帯当たり（円） 176.02
特定国費	千円	0	0	0	人口 92,720
特定県費	千円	0	0	0	世帯数 42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
財源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	6,106	7,553	288	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	5,986	7,410		
活動配分	人	0.800	0.800		
正職員	人	0.800	0.800		
会計年度任用職員	人	0.000	0.000		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づく実施計画の推進
令和 6年度の実施内容
・男女共同参画推進審議会の開催（年1回） ・第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン（第3次配偶者等からの暴力対策基本計画及び第3次女性活躍推進計画を含む）の進行管理（実施計画の作成）
令和 6年度の改善内容
第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランの進行管理に関する施策一覧作成において、実施内容や評価についてわかりやすい内容の作成に努めた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画行動計画に基づき市が実施しており、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本計画に基づき実施している事業であり、貢献度は大きい。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
計画に基づく進行管理を行い、効果的な事業実施に努めている
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
さらなる費用削減は難しい。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
重点取組を中心に、優先順位をつけたうえで、第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づく男女共同参画の効果的な啓発を推進するとともに、さらなる進行管理の方法等の改善、検討を行う。	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランの推進及び進行管理（実績報告及び実施計画の作成）

【総合評価】

第5次計画の進行管理において、施策一覧の内容についてわかりやすい記載を考えつつ作成を進めるなど、工夫に努めた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	女性の活躍推進事業	事務事業番号	020403014009
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	小杉 頼子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第3次女性活躍推進計画(第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに含む)		
事業期間	平成27年度 ～ 令和17年度	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、男女共同参画社会基本法		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H27.9.4～H38.3.31までの10年の時限立法）に基づき、令和5年3月に策定した第3次女性活躍推進計画により、女性活躍を推進する。（法の期限は令和18年3月31日まで延長された。）
【意図】 女性が自らの意思によって職業生活はもちろん、それ以外の地域活動、家事及び育児等すべてにおいて自己の個性と能力が十分発揮され、自分らしい活躍ができるよう豊かで活力ある社会の実現を図る。	□女性活躍推進に関する講座・事業等の実施 □女性活躍推進の取組に関して協議を行う女性活躍推進会議の開催 □女性活躍コーディネーター（会計年度任用職員）による女性のためのステップ相談（女性活躍相談：就労・再就労・継続就労・起業等）を実施し、支援を行う。 □効果的な事業の広報に努める。 □多様な働き方や活躍の場の提案を行う。
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	15,536	18,381	6,551	住民1人当たり（円） 198.24
事業費	千円	15,536	18,381	6,551	1世帯当たり（円） 428.36
特 定 財 源	千円	0	0	0	人口 92,720
国 費	千円	0	0	0	世帯数 42,910
県 費	千円	6,227	5,896	6,763	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
市 債	千円	0	0	0	
財 源	千円	1,326	1,441	1,342	
その他	千円	7,983	11,044	-1,554	
一般財源	千円	9,540	12,369		特記事項・備考
うち人件費合計	千円	1,700	1,800		
活動配分	人	0.700	0.800		
正職員	人	1,000	1,000		
会計年度任用職員	人	0	0		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□第3次女性活躍推進計画に基づき事業を実施する。 □これまでの実施状況を踏まえ、ASHIYA RESUME（芦屋リジューム）事業を実施する。 □女性活躍推進における旧宮塚町住宅の活用を研究する。
令和 6年度の実施内容
□女性活躍コーディネーターによる女性のためのステップ相談（女性活躍相談）の実施 □女性活躍に関する啓発事業・講座の実施 □女性活躍推進会議の開催 □ASHIYA RESUME（芦屋リジューム）事業の実施 □旧宮塚町住宅活用事業
令和 6年度の改善内容
ASHIYA RESUME（芦屋リジューム）事業では、事業周知のためリーフレットを作成したほか、チャレンジマルシェ実施時には出店者以外にスタッフも募集し、学びを活かして自身の活動を磨く実践の場とした。父親が2歳までの子と一緒に参加する「パパタイム」では、パートナーが妊娠中であるプレババも対象とし、プレババも含めた父親同士が交流し、情報交換等ができる機会とした。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 (費用対効果を鑑み) 適切である
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業があり、統合／代替が検討できる 一部類似事業があり、統合して実施するなどしている。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
講座の実施方法や切り口などの工夫により可能性はある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
多様な団体や優秀な人材とつながり協力することで可能性はある。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 近隣の同類事業と比較して負担額が小さい

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□ASHIYA RESUME（芦屋リジューム）や女性のためのステップ相談（女性活躍相談）など女性活躍推進事業の認知度の向上と、誰もが参加・利用しやすい事業展開	第3次女性活躍推進計画に基づく進行管理と、女性が望む活躍の支援となる事業実施

【総合評価】		
女性のためのステップ相談やASHIYA RESUME（芦屋リジューム）事業など、直営と委託を組み合わせ実施していることで、事業全体としては良い結果となっている。今後は事業全体の認知度向上に努めながら、より効果的な事業実施に努める。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	困難女性支援事業	事務事業番号	020403014010
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	小杉 頼子

【事務事業基本情報】

戸籍の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第3次配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画。第5次男女共同参画行動計画がス・プランに含む）		
事業期間	平成23年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 □配偶者暴力相談支援センターの運営 □女性相談支援員の配置 □困難な問題を抱える女性やDV被害者等からの相談、一時保護の同行支援、自立支援、関係機関との連携 □第3次配偶者等からの暴力対策基本計画の推進及び進行管理（R5～R9）
【意図】 配偶者等からの暴力被害者や困難な問題を抱える女性一人ひとりの状況に応じた切れ目のない包括的な支援により、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図り、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指す。	
【大きな目的】 一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	14,564	17,980	219	住民1人当たり（円）	193.92
事業費	千円	14,564	17,980	219	1世帯当たり（円）	419.02
特定国費	千円	2,943	3,533	3,754	人口	92,720
特定県費	千円	0	0	0	世帯数	42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
財源その他	千円	0	0	0		
一般財源	千円	11,621	14,447	-3,535	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	14,479	17,843			
活動配分	人	2,700	2,817			
正職員	人	0,900	0,900			
会計年度任用職員	人	1,800	1,917			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□DV被害者等の安全確保を図り、関係機関と連携して適切な支援を行う。
□DV相談室の認知度の向上
令和 6年度の実施内容
配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者等の支援を関係機関と連携して行った。
令和 6年度の改善内容
困難な問題を抱える女性がより相談しやすく支援につなげることができるよう、「女性サポート相談室」として8月より専用電話を開設した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か	総合評価	最適である
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか	総合評価	貢献度が大きい
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	総合評価	該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか	総合評価	概ね実行している
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	総合評価	できない
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	総合評価	コスト削減の余地はない
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か	総合評価	負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□DV被害者支援や困難な問題を抱える女性支援に係る関係機関との共通理解 □女性相談支援員の資質の向上	□DV被害者や困難な問題を抱える女性について、関係機関と連携を強化し、必要に応じた支援を行う。 □第3次配偶者等からの暴力対策基本計画の推進及び進行管理を行う。

【総合評価】

女性サポート相談室として専用電話を開設したことにより、困難な問題を抱える女性だけでなくDV被害者も相談しやすくなり、支援につなげることができた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	潮芦屋交流センター管理運営事業	事務事業番号	020403024003
担当所属	企画部国際文化推進室国際文化推進課	担当課長名	田嶋 修

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像					人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市						
総合計画	施策分野	02	福祉健康								
	施策目標	04	4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる							
	基本施策	03	3	平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します							
	主な施策	02	2	多文化が共生する地域づくり							
課題別計画											
事業期間		～		会計種別		一般会計		事業種別		自治事務	
根拠法令等											
実施区分		指定管理		財源		市、使用料など		施設種別		集会施設	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	潮芦屋交流センター施設の管理運営・維持管理
【意図】 国際交流の核として機能し外国人が暮らしやすいまちを目指す。国際交流センター・潮芦屋集会所・屋外交流広場を利用して地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進並びに健康の増進に寄与する。	
【大きな目的】 国際化に対応したまちづくり 地域社会における親睦及び文化活動の推進、健康の増進	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合 計	千円	47,365	52,283	62,181	住民1人当たり（円）	563.88
事業費	千円	47,365	52,283	62,181	1世帯当たり（円）	1,218.43
特定国費	千円	0	0	0	人口	92,720
特定県費	千円	0	0	0	世帯数	42,910
財源	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
その他	千円	99	72	121		
一般財源	千円	47,266	52,211	62,060	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	9,353	8,833			
活動配分	人	1,250	1,000			
正職員	人	1,250	0,900			
会計年度任用職員	人	0,000	0,100			
うち経費	千円	13,427	13,712			
減価償却費	千円	13,203	13,712			
他部門経費	千円	224	0			
事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）						

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
国際交流の拠点であり、地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進並びに健康の増進に寄与する施設である潮芦屋交流センターを、より設置目的に沿った運営ができるよう指定管理者と協力し、事業内容の充実を行う。また、施設の周知に努め、利用率を高める。
令和 6年度の実施内容
英語と日本語による外国人からの相談受付、英語教室、日本語教室、外国人のための文化教室（華道・書道・茶道）、コスモジャーナル（やさしい日本語・英語版情報紙）の発行 自主事業 世界の料理教室、ワールドフェスタの実施 利用率 約55％（内訳：潮芦屋集会所約53％、国際交流センター約40％、屋外交流広場約81％）
令和 6年度の改善内容
近隣団体や自治会などとの交流を通じて施設や多言語相談窓口の周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 費用対効果を鑑み）適切である
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減余地あり
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
潮芦屋交流センターの周知と利用率の向上 国際交流の拠点として、芦屋市在住外国人との交流事業の実施	指定管理者と十分な連携を図りながら、施設や開催事業の周知について、広報の方法を工夫し、利用者や開催事業への参加者の増加を目指す。

【総合評価】		
近隣の自治体や団体との連携に力を入れ、地域コミュニティとのつながりを深めた。 今後も指定管理者と十分な連携を図りながら、利用者や開催事業への参加者の増加を目指すとともに、国際交流の中心として外国人市民が集う場所となるよう取り組んでいく。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	国際交流に関する事業	事務事業番号	020403020488
担当所属	企画部国際文化推進室国際文化推進課	担当課長名	田嶋 修

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像		人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康	
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します	
	主な施策	02	2 多文化が共生する地域づくり	
課題別計画				
事業期間		平成 5年度 ～	会計種別	一般会計
			事業種別	自治事務
根拠法令等				
実施区分		直営、委託、指定管理	財源	市、使用料など
			施設種別	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	在住外国人への多言語での情報提供 多文化共生理解を深める事業の実施
【意図】 在住外国人への多言語での情報発信の充実するとともに、 様々な交流の機会を活用し、多文化共生社会を進める。	
【大きな目的】 国際化に対応したまちづくり	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について
合計	千円	21,152	25,493	13,715	住民1人当たり（円） 274.95
事業費	千円	21,152	25,493	13,715	1世帯当たり（円） 594.10
国費	千円	4,807	1,193	3,550	人口 92,720
特定国費	千円	0	0	2,089	世帯数 42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より
財源 その他	千円	0	1,500	0	
一般財源	千円	16,345	22,800	8,076	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	13,656	16,505		
活動配分	人	2,250	2,200		
正職員	人	1,250	1,300		
会計年度任用職員	人	1,000	0,900		
うち経費	千円	0	124		
減価償却費	千円	0	124		
他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
多文化共生理解を深めるための講座を実施する。 災害時外国人支援講座を実施する。 多言語相談窓口の周知を行う。
令和 6年度の実施内容
職員対象に、「やさしい日本語」の研修（新人研修、「災害と多文化共生」、「実用やさしい日本語研修」）を実施。 災害時多言語支援センター立ち上げ訓練実施。 相談窓口の多言語化を実施。相談件数 3 4 5 件。 多文化共生理解講座 1 8 回実施。 母語教室実施（英語 1 2 回・中国語 4 0 回） 多言語情報配信クラウドサービスを利用し、1 0 言語で広報紙等の内容を発信。 SNSでの英語での発信。 メール・LINEでの情報発信（やさしい日本語・英語）の実施。 指定管理者による姉妹都市交流・学生親善使節交換事業実施。
令和 6年度の改善内容
外国人からの相談に応じ出張通訳等も行った。 事業の計画に市民の参画を促し、外国人市民のニーズに応える事業の計画を心掛けた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	目的達成のための手段として適切か
総合評価	（費用対効果を鑑み）適切である
【目的妥当性評価】	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が中程度
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価	概ね実行している
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
多言語での外国人相談の周知。 効果的・効率的な多言語での情報提供（継続）。 多文化共生についての市民への周知。	ICTを活用した多言語での相談対応と情報発信。 多文化共生について世代を超えて市民に知っていただけるようセミナーやイベントなどを行い、同時に外国人住民の活躍の場を創出する。

【総合評価】		
市内在住外国人がより安心して暮らし、参画できるよう、コミュニティづくりに寄与する事業を実施している。 外国人人口が増えてきていることから、多言語相談の件数なども増えており、引き続き支援及び多文化共生理解を進めていく必要がある。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	人権啓発事業	事務事業番号	020403030083
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画	芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針		
事業期間	昭和24年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、各種啓発事業を実施する。
【意図】 すべての市民の人権尊重の意識を高める。	☐ みんなで考えよう平和と人権 ☐ ふれ愛シネサロン ☐ 日々の生活と人権を考える集い ☐ 職員人権研修 ☐ 啓発物品作成等 ☐ 人権教育・人権啓発推進懇話会
【大きな目的】 全ての市民の人権が尊重されるまちを実現する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計		9,999	13,978	2,078	住民1人当たり（円）	150.75
事業費	千円	9,999	13,978	2,078	1世帯当たり（円）	325.75
	国費	0	0	0	人口	92,720
	特定県費	884	635	1,045	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	0	0	0		
	一般財源	9,115	13,343	1,033	特記事項・備考	
	千円	9,115	13,343	1,033		
うち人件費合計		千円	8,230	10,189		
活動配分	人	1,100	1,100	1,100		
	正職員	人	1,100	1,100		
	会計年度任用職員	人	0,000	0,000		
うち経費		千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0	0		
	他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人権に関する市民及び職員意識調査を実施したため。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
・関係課や関係団体等と連携して、様々なテーマにおける啓発を行う。 ・職員人権研修は、継続して様々な手法で実施し、受講者を増やす。
令和 6年度の実施内容
□人権に関する市民・職員意識調査 2,426千円 □日々の生活と人権を考える集い2024 令和6年11月16日 会場：上宮川文化センター 講師：安田 菜津紀 参加者：67人 342千円 □ふれ愛シネサロン 686千円 第76回 「荒野に希望の灯をともし」上映 令和6年 8月 3日 3回上映 参加者：186人 会場：芦屋市立図書館 第77回 「桜色の風が吹く」上映 令和6年10月19日 2回上映 参加者：182人 会場：上宮川文化センター 第78回 「焼肉ドラゴン」上映 令和6年12月14日 2回上映 参加者：115人 会場：芦屋市立図書館 □ポスター掲出 □横断幕掲出：5月・8月・12月 □市草ライトアップ □職員人権研修（5テーマ実施）・性的マイノリティの人権 受講者：17人 ・ハンセン病問題 受講者：18人 ・外国人の人権 受講者：23人 ・情報化などに伴う人権侵害 受講者：20人 ・子どもの人権 受講者：27人
令和 6年度の改善内容
・引き続き、ふれ愛シネサロンを芦屋市立図書館でも実施した。 ・北朝鮮人権侵害啓発週間にあわせて、市草のブルーライトアップを実施した。 ・職員人権研修としてヤングケアラーに関する研修を実施した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律5条に基づく事業であり、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
意識啓発は欠かせない、貢献度の高い事業である。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
人権が尊重される社会がまちづくりの大前提であり、貢献度は大きい。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
計画どおり、講演会、啓発映画会などを実施した。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業があり、統合／代替が検討できる
人権啓発事業は、関係課と連携し、様々な人権課題により効果的な取組を行っている。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
関係課や関係団体等と連携することで、内容の改善を図り、効果的な人権教育・人権啓発を行うことができる。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
県の補助事業として実施したり、他課の事業と連携することで、コスト削減を図っている。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
人権教育・人権啓発は、誰もが参加できるように負担を求めるべきでない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
関係課等と連携を図り、相互に情報交換や連絡調整をしながら、あらゆる人権課題について市民への啓発や職員の意識向上を進めていく必要がある。	第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の方向性に沿った人権教育・啓発事業を実施するとともに、第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針策定を行う。

【総合評価】		
内容や手段を工夫しながら、市民向けの啓発や職員向けの研修を実施していくことができた。人権に関する市民・職員意識調査を実施し、報告書をまとめることができた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	人権擁護事業	事務事業番号	020403030082
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画			
事業期間	昭和24年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	人権擁護委員会法		
実施区分	直営、負担金	財源	市
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	・神戸地方裁判所西宮支部及び西宮人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護・人権啓発活動を実施する。
【意図】 人権擁護	□パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 □特設人権相談所開設 □人権教室等の人権啓発活動 □LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談
【大きな目的】 全ての市民の人権が尊重されるまちを実現する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	6,592	8,044	643	住民1人当たり（円）	86.76
事業費	千円	6,592	8,044	643	1世帯当たり（円）	187.46
特 定 財 源	千円	0	0	0	人口	92,720
国 費	千円	0	105	110	世帯数	42,910
市 債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
財 源	千円	2	0	0		
一般財源	千円	6,590	7,939	533	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	5,986	7,410			
活動配分	人	0.800	0.800			
正職員	人	0.800	0.800			
会計年度任用職員	人	0.000	0.000			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
・性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発やLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知等について、協定書締結自治体との連携を図る。・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を拡大する。・法務局や人権擁護委員と連携して、人権擁護及び啓発活動の充実を図る。・関係機関と連携して、インターネット上の差別的な書き込みに対する対応を行う。
令和 6年度の実施内容
□パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付：1件（令和6年度末現在：累計8件） □パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象を拡大 □特設人権相談所の開設 24回 相談件数：9件 □人権の花運動 令和6年5月～10月 小槌幼稚園 □人権教室 令和6年 7月16日 小槌幼稚園 23人、 令和6年 7月17日 芦屋国際中等教育学校 516人 令和6年 9月 3日 あいさいこども園 71人、 令和6年10月11日 浜風小学校（5・6年） 125人 令和6年10月25日 浜風小学校（1・2年） 100人、令和6年11月28日 浜風小学校（3・4年） 105人 □LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談 24回 相談件数：53件 402千円 □講演会や啓発映画会での啓発活動 □西宮人権擁護委員協議会分担金 178千円
令和 6年度の改善内容
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象拡大に伴い、啓発チラシをリニューアルし、学校園、公共施設、事業所及び医療機関等に配布し、周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
人権擁護委員会法に基づき、法務局、人権擁護委員と協力して市が行うべき事業であり、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本計画に基づき実施している事業であり、貢献度は大きい。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
人権尊重の社会は、まちづくりの大前提であり、貢献度は大きい。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を順実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
計画どおり、職員研修の実施、啓発チラシ及び展示による周知を行った。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
法務局と連携した人権擁護委員会法に基づく活動であり、統合はできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
法務局と連携した事業などであることから、手段変更はできない。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
経費の大半はLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談や西宮人権擁護委員協議会分担金であるためコスト削減はできない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価
人権相談をはじめ、人権擁護に関する事業は負担を求めるべき事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・性的マイノリティに対する理解を広げるための啓発、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知等を行う必要がある。	・引き続き、法務局や人権擁護委員と連携し、啓発を行っていく。
・インターネット等による人権侵害の加害者及び被害者にならないよう、リテラシー向上に引き続き取り組んでいく必要がある。	・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及びLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知を行っていく。
	・インターネット等による人権侵害について、法務局や他市とも連携しながら取り組んでいく。

【総合評価】		
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象拡大を行い、その周知に努めるとともに、人権に関する相談についてもホームページやチラシにより周知に努めた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	隣保館事業	事務事業番号	020403030087
担当所属	上宮川文化センター	担当課長名	津賀 学

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画			
事業期間	昭和38年度 ～ 永年	会計種別	一般会計
根拠法令等	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例		
実施区分	直営、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料
		施設種別	福祉施設

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	☐ 教育啓発事業 ☐ 民生就労促進事業
【意図】 市民の人権意識の向上	
【大きな目的】 地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活向上の相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	27,854	32,006	7,270	住民1人当たり（円）	345.19
事業費	千円	27,854	32,006	7,270	1世帯当たり（円）	745.89
	国費	0	0	0	人口	92,720
	特定県費	8,071	8,079	1,379	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	228	224	344	特記事項・備考	
	一般財源	19,555	23,703	5,547		
うち人件費合計		千円	22,470	26,252		
活動配分		人	4,600	4,700		
正職員		人	1,600	1,700		
会計年度任用職員		人	3,000	3,000		
うち経費		千円	0	0		
減価償却費		千円	0	0		
他部門経費		千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
高齢者の支援のため、生活・福祉・健康などの支援と積極的な家庭訪問を実施する中で地域福祉を推進する。 自立支援としての各種相談事業を行うとともに、高齢化に対応した地域福祉を増進する。 人権、平和などの幅広い視野から、教育・啓発事業を実施し、施設の設置目的の実行を図る。
令和 6年度の実施内容
関係機関と連携し、要援護者等の支援を行った。 高齢化に伴う住民の身体と生活に変化が出てきており、地域住民や民生委員の情報など細やかなニーズの把握に努めた。 住宅入居者に社会的ハンディを持った世帯が入居しており、支援ニーズ等に対応するため、関係機関の協力を得て情報収集に努めた。
令和 6年度の改善内容
実施内容に同じ

【事業の評価】

目的妥当性評価	目的達成のための手段として適切か
総合評価	（費用対効果を鑑み）適切である
目的妥当性評価	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
目的妥当性評価	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
有効性評価	評価結果や計画立案された改革案を確実に実行しているか
総合評価	概ね実行している
有効性評価	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
効率性評価	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
市が運営することにより、隣保館運営費補助金が交付されているため	
効率性評価	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
効率性評価	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
低所得者、高齢者を抱える家庭、1人暮らしの高齢者の自立支援へ向けた対応。	地域の高齢化が進む中で、身体的な行動力の限界と後継者不足が予測される。個々の相談内容が複雑かつ困難な事例が増えてきたことから関係機関との連携強化に力を入れる。

【総合評価】		
地域福祉の推進、人権課題解決に向けた事業を実施していく。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	権利擁護推進事業	事務事業番号	020403030648
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画	地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者（児）福祉計画		
事業期間	平成23年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	高齢者虐待防止法、老人福祉法、介護保険法、障害者虐待防止法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱、芦屋市権利擁護支援センター事業実施要綱 他		
実施区分	直営、委託	財源	市
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 地域に暮らし権利擁護の支援ニーズを抱えている方、家族、関係者、支援者	【全体概要】 □権利擁護支援システム推進委員会 高齢者、障がいのある人の権利を守るため、全市的な権利擁護支援システムの構築と推進を図ることを目的に設置。権利擁護支援センター機能を含めたシステムの評価や調査、研究を行う。 □芦屋市権利擁護支援センター機能の強化と充実 芦屋市権利擁護支援センターの周知と、権利擁護支援ニーズを抱えた世帯への支援を行政をはじめとする関係機関と連携しながら円滑に行う。また業務評価も行う。 □権利擁護支援者の養成と活動の場の確保 地域で権利擁護支援の担い手を増やし、成年後見制度の円滑な利用支援や高齢者、障がいのある人の虐待等を含む権利侵害への対応の体制を強化する。
【意図】 権利擁護の支援ニーズを抱えた方が安心して住み慣れた地域で暮らすことができる。	
【大きな目的】 高齢者、障がいのある人の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障がいのある人の権利を守るための支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの構築と推進を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合 計	千円	34,797	36,771	25,894	住民1人当たり（円）	396.58
事業費	千円	34,797	36,771	25,894	1世帯当たり（円）	856.93
	国費	千円	3,520	3,538	人口	92,720
	特定 県費	千円	3,521	3,243	世帯数	42,910
	財 市債	千円	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源 その他	千円	215	413		
	一般財源	千円	27,541	29,577	18,206	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	9,537	11,254			
活動配分	人	1,350	1,550			
正職員	人	1,200	0,850			
会計年度任用職員	人	0,150	0,700			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）						

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□権利擁護支援システムの推進と充実 □中核機関としての事業推進と機能強化 □成年後見制度利用促進計画に基づいた事業の実施
令和 6年度の実施内容
□NPO法人PASネットと芦屋市社会福祉協議会の共同受託による権利擁護支援センター事業の実施 ・新規相談受付件数 高齢者218件、障がいのある人61件、その他12件 ・相談支援件数 高齢者2,507件、障がいのある人588件、その他48件
□成年後見制度利用支援事業の利用状況 ・市長申立て件数 高齢者4件 障がいのある人2件 ・申立費用助成件数 高齢者0件 障がいのある人2件 ・報酬助成件数 高齢者17件 障がいのある人7件
令和 6年度の改善内容
□支援に携わる専門職向けの研修体系化検討 □専門職向け虐待対応研修の実施 □関わり困難ケース対応のためのチェックシートの検討・作成

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
権利擁護支援の推進により目的が達成されるため、適切である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
権利擁護支援は、施策目標4の推進のために必要な施策であり、貢献している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の推進の基本となる施策であり、貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
計画どおり実施している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
事業の性質上、根拠法令と照らしても類似事業は無く統廃合もできない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
現行手段により事業実施内容の充実が図られているところ及び事業の性質上手段の変更は困難である。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
活用可能な補助金等は活用しており、今後も事業の推進を図る必要がある事業であることから、コスト削減は困難である。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
事業の性質上負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□成年後見制度を推進するための中核機関としての機能充実 □事前予防的な観点からの関係性の構築方法の検討 □支援に携わる専門職の人材育成 □身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援	□地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画に基づく施策の推進 □中核機関としての機能充実等施策の検討 □総合相談、包括的支援体制の整備に向けた権利擁護支援システムの構築 □支援に携わる専門職向けの研修体系化検討 □身寄りのない高齢者等への支援施策の検討

【総合評価】

成年後見制度の見直しをはじめとした国の動向を確認しながら、身寄りのない人の権利擁護支援ニーズに対応するための施策の検討等取組を推進する必要がある。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	人権教育推進	事務事業番号	020403030089
担当所属	教育部教育統括室社会教育推進課	担当課長名	渡邊 一義

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画			
事業期間	～ 永年	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針		
実施区分	直営	財源	市
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】	□人権に関する学習機会の充実
市民	□社会教育関係機関・団体との連携
市内学校園・保育所などの教職員、市職員など	□県・近隣市との連携
【意図】	□芦屋市人権教育推進協議会の活動支援
□社会の変化に対応する様々な人権に関する学習活動の推進支援を行う。	
【大きな目的】	
□市民の人権に関する意識を高める。	
□市民一人ひとりの人権の尊重により意識向上を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	6,778	10,226	1,241	住民1人当たり（円）	110.29
事業費	千円	6,778	10,226	1,241	1世帯当たり（円）	238.31
国費	千円	0	0	0	人口	92,720
特定県費	千円	0	0	24	世帯数	42,910
財市債	千円	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
源その他	千円	0	0	0	特記事項・備考	
一般財源	千円	6,778	10,226	1,217		
うち人件費合計	千円	5,556	9,004			
活動配分	人	1,125	1,400			
正職員	人	0,225	0,500			
会計年度任用職員	人	0,900	0,900			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
□芦屋市人権教育推進協議会の活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。
令和 6年度の実施内容
□芦屋市人権教育推進協議会への補助金交付 1,119千円
□学校、幼稚園、保育所等への啓発冊子の配布
□二十歳のつどいで啓発グッズの配布
□人権教育啓発用DVDの購入
□芦屋市人権教育推進協議会が実施する講演会・研修会の支援
令和 6年度の改善内容

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 (費用対効果を鑑み) 適切である
社会教育としても人権教育の推進は必要である。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
「お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている」の基調を醸成する。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
人権意識の向上により、安全・安心で充実した教育環境に寄与する。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
基本計画に沿った人権教育・啓発活動を行い、芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業があり、統合／代替が検討できる
他部署（主に人権・男女共生課）で行っている人権に関する事業との整理や統合が検討できる。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
活動内容と実施事業を広く周知することにより、芦屋市人権教育推進協議会の活動効果を高められる可能性がある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
人権教育・啓発活動に必要な経費であると認識しており、削減は難しいと考える。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
芦屋市人権教育推進協議会のPTA部会の復活に向けて働きかける。	芦屋市人権教育推進協議会との協力及び人権・男女共生課との連携を図りながら事業を進める。

【総合評価】		
県・阪神地区・芦屋市人権教育推進協議会への支援や人権・男女共生課との連携による人権教育の推進は適切に行われている。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	平和施策	事務事業番号	020403040092
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像		人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市				
総合計画	施策分野	02	福祉健康			
	施策目標	04	4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる		
	基本施策	03	3	平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します		
	主な施策	04	4	平和な世界の実現に向けた施策の実施		
課題別計画						
事業期間	～		会計種別	一般会計	事業種別	自治事務
根拠法令等						
実施区分	直営		財源	市	施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 ・「みんなで考えよう平和と人権」事業や「平和首長会議」の提唱する事業を中心に非核・平和意識の高揚を図るための具体的取組を推進する。
【意図】 市民が平和の大切さを再認識し、非核・平和の意識を高めるように啓発する。	
【大きな目的】 平和施策への取り組みと啓発により、市民の非核・平和への意識を高める。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計		6,055	7,531	1,086	住民1人当たり（円）	81,22
事業費	千円	6,055	7,531	1,086	1世帯当たり（円）	175,51
	国費	0	0	0	人口	92,720
	特定県費	0	0	0	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	0	0	0		
	一般財源	6,055	7,531	1,086	特記事項・備考	
	うち人件費合計	千円	5,986	7,410		
活動配分	人	0,800	0,800			
	正職員	人	0,800	0,800		
	会計年度任用職員	人	0,000	0,000		
うち経費	千円	0	0			
	減価償却費	千円	0	0		
	他部門経費	千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

人件費の増加によるもの。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標	・教育委員会や関係団体と連携し、「たゆまぬ平和への歩み」展を実施することで多くの市民の平和意識の向上を図る。・平和首長会議の「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」に基づいた取組を行っていく。・平和記録集・戦争体験記録集を活用し、教育委員会等と連携して戦争を知らない世代や若者に戦争の悲惨さや平和の大切さを継承していく。
令和 6年度の実施内容	□「たゆまぬ平和への歩み」展 令和6年5月・8月・10月 □みんなで考えよう平和と人権 期間：令和6年7月1日～8月31日 市民センター、上宮川文化センター、芦屋市立図書館等 内容：平和ポスター展 37千円 啓発映画会など □平和行進受入 □原爆死没者慰霊に係る半旗の掲揚、黙とうの実施 □「非核平和宣言都市・芦屋」横断幕掲出による啓発 27千円 □核兵器禁止条約の早期締結を求める署名 352筆 □第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会 51千円 □平和首長会議メンバーシップ納付金 2千円
令和 6年度の改善内容	・教育委員会と連携し、中学生の平和への取り組みについて、たゆまぬ平和への歩み展での展示を行った。 ・広報あしや平和特集で、市内で平和への想いをはせることのできる場所を紹介した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	目的達成のための手段として適切か
総合評価	（費用対効果を鑑み）適切である
施策目標を実現するために、意識啓発は欠かせない事業であり、市が主体的に実施しており、適切である。	
【目的妥当性評価】	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
基本計画に基づき実施している事業であり、施策目標の達成に貢献している。	
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
「平和」であることは、まちづくりの大前提であり、意識啓発は欠かせない事業であるため、貢献度は大きい。	
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
平和事業について、関係課や関係団体と協議・調整・連携・協力して効果的に実施している。	
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
関係課の事業内容と重複しないよう調整、連携し、多様な事業で意識啓発を行っている。	
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できる
常に効果的な事業を検討している。	
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
すでにコスト削減を図っており、これ以上のコスト削減はできない。	
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めるべき事業ではない
すべての市民に平和意識を浸透させるため、市民誰もが参加できるよう受益者負担を求めるべきではない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
戦争体験者が減少していく中で、戦争を知らない世代に、あらゆる機会を通して戦争の悲惨さや平和の大切さについて継承していく必要がある。	平和教育・啓発において、教育委員会や関係機関と連携し、幅広い世代に平和について考える機会を作っていく。

【総合評価】		
平和首長会議校内加盟都市会議総会へ出席したり、中学生の平和への取り組みを展示したり、広報あしやで市内で平和への想いをはせることのできる場所を紹介したり、内容を工夫しながら市民の平和意識の醸成に努めた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

【主な施策】 3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020403030086	上宮川文化センタ ー管理運営	上宮川文化センタ ー	市民	市民の人権意識の向上と開かれたコミ ュニティセンターとしての住民の交流 の場の提供	人権啓発の推進、開かれたコミュニテ ィセンターとしての住民交流の場の提 供、センター施設・設備等の良好な維 持管理	49,605	62,202	備品の経年劣化による更新 来館者数の向上	備品等が安全に利用できるか点検を行った。 開かれたコミュニティセンターとして、住民交流の場の提供を行った。
020403030088	上宮川文化センタ ー施設補修事業	上宮川文化センタ ー	市民	センター利用者が安全、安心、快適に 施設・設備（空調など）を利用できる こと。 施設・設備の耐久性が維持されること 。	センター利用者が安全、安心、快適に 施設・設備（空調など）を利用できる こと。 施設・設備の耐久性が維持されること 。	2,966	0	センター利用者が安全、安心、快適に 施設・設備を利用できること	予算計上なし

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】施策目標関連事務事業

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020404050226	無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	市民生活部市民室 市民課	無年金外国籍高齢者等	年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者の福祉の増進	無年金外国籍高齢者等の生活支援と福祉の増進	449	648	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の支給を継続実施する。	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の支給
020404050560	国民年金事業	市民生活部市民室 市民課	国民年金加入者（第一号被保険者のみ）	国民年金加入者の生活保障	国民の生活保障	31,544	30,349	専門性を必要とする業務について、引き続き業務委託により実施する。	☐ 国民年金関係届書の受付 資格取得、種別変更、資格喪失、付加保険料、法定免除、基礎年金番号通知書再交付、産前産後免除、住所変更、氏名変更等 ☐ 国民年金保険料免除・納付猶予等申請書の受付 申請免除、学生納付特例、納付猶予、各免除取消、免除期間追納 ☐ 裁定請求の受付 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、特別一時金、老齢福祉年金及び特別障害給付金 ☐ 年金相談業務 等
020404054019	社会福祉法人・施設指導監査等事業	こども福祉部福祉室 監査指導課	芦屋市が所轄庁である社会福祉法人並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービス事業者等及び福祉サービス利用者	市が所轄庁である社会福祉法人に対する認可、定款変更審査及び指導監査並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者及び総合事業サービス事業者等への指定・指導監査を実施し、適切な法人・施設運営を推進する。	市が所轄庁である社会福祉法人並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者及び総合事業サービス事業者等の適切な運営を確保することにより、市民福祉の向上を目指す。	25,892	31,642	社会福祉法人認可等、介護保険サービス事業者指定等及び指導監査を実施し、適切な法人・施設運営を推進する。	☐ 社会福祉法人認可等事務及び指導監査 ・定款変更認可・届出等 10件 ・指導監査 書面監査 8件、実地監査 3件 ☐ 介護保険サービス事業者指定等事務 ・指定 21件、更新 29件、変更 253件、廃止/休止 29件 ☐ 介護保険サービス事業所指導監査 ・運営指導 33事業所 ・監 査 1事業所 ・集団指導 62事業所
020404054025	戦争犠牲者等援護事業	こども福祉部福祉室 地域福祉課	戦争犠牲者等遺族並びに市内の原爆被害者	戦没者追悼式開催に係る補助、慰霊碑への供花奉献並びに原爆被害者に対する栄養補給物資の支給を行う。	戦没者の御霊に対する慰霊と感謝の誠をささげ、永遠の平和と郷土の繁栄を祈念してその実現に寄与する。	2,206	2,654	☐ 第11回戦没者特別弔慰金事務の円滑な実施 ☐ 戦争犠牲者の慰霊碑への供花及び原爆被害者に対する栄養補給物資の支給	☐ 戦争犠牲者の慰霊碑への供花料 72千円 ☐ 原爆被害者に対する栄養補給物資の支給 66千円（45件分） ☐ 兵庫県遺徳顕彰会分担金 56千円
020404050138	友愛基金等関係事業	こども福祉部福祉室 地域福祉課	市民及び社会福祉関係団体等	社会福祉の増進	福祉施策の展開	12,568	20,605	友愛基金、ボランティア基金、長寿社会福祉基金及び西田房子福祉基金の管理及び関連事業の実施	☐ 各基金への積立て ・友愛基金積立金：5,832千円 ・ボランティア基金積立金：1,351千円 ・長寿社会福祉基金積立金：10,962千円 ☐ 基金の活用 ・友愛基金：4,199千円（社会福祉施設建設借入金利子補助等） ・ボランティア基金：1,854千円（ボランティアグループ活動助成金） ・長寿社会福祉基金：1,477千円（合理的配慮提供支援助成事業等）

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】施策目標関連事務事業

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度決算	令和6年度決算	令和6年度目標	実施内容
020404054062	社会福祉事業	こども福祉部福祉室地域福祉課	市民、福祉関係団体、社会福祉法人、災害を受けた市民等	□社会福祉事業の実施 □福祉関係団体及び社会福祉法人の活動支援 □市内において発生した災害により被災した市民または遺族へ見舞金等を支給し慰労する	□社会福祉事業の推進 □社会福祉団体の活動の充実 □災害にあった市民等の慰労	1,301,535	1,061,282	□社会を明るくする運動等社会福祉事業の促進 □社会福祉団体への補助等の適切な実施、福祉活動者への後方支援 □住民税非課税世帯等に対する給付金の円滑な支給	□社会を明るくする運動関連事業の実施：266千円（市民の集い、シンポジウム等） □災害見舞金の支給：30千円（全損1件） □社会福祉施設設置借入金利子補助金 3,823千円 □福祉団体補助金 376千円 （芦屋市戦没者遺族会 200千円、芦屋市原爆被害者の会 30千円、芦屋市保護司会 146千円） □阪神福祉事業団分担金 7,567千円 □電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）関係経費 給付金：9,800千円 事務費：772千円 □物価高騰重点支援給付金関係経費 給付金：682,080千円 事務費：35,153千円 □物価高騰重点支援給付金（追加分）関係経費 給付金：299,150千円 事務費：8,094千円
020404050397	バリアフリー化推進事業助成	こども福祉部福祉室地域福祉課	高齢者、障がいのある人、妊産婦等	高齢者、障がいのある人、妊産婦等を含むすべての人々が、いつまでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安心・安全で快適な、あたたかい福祉のまちづくりを推進する。	兵庫県定める「福祉のまちづくり基本方針」に沿って、ノンステップバスの導入、ゆずりあい駐車場の登録・利用促進、ヘルプマークの普及などを図る。	1,840	2,258	□ノンステップバスへの補助 □兵庫ゆずりあい駐車場利用証やヘルプマーク・ヘルプカードの交付	□ノンステップバス導入の補助申請がなかったため、補助は未実施 □市ホームページのバリアフリー情報の更新 □兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付 □ヘルプマーク・ヘルプカードの交付 □市ホームページによるバリアフリー情報の発信
020404050151	福祉センター管理運営事業	こども福祉部福祉室地域福祉課	高齢者、障がいのある人等市民	福祉サービス提供基盤の充実	福祉サービスの充実	250,783	264,829	実施事業の検証及び充実 保健福祉センター設備の計画的な保全	□保健福祉センター 延べ利用者数（R6.4.1～R7.3.31）122,481人 □維持管理費 209,987千円 【内訳】 保健福祉センター借上料95,971千円、電気使用料17,121千円、ガス使用料5,462千円、水道使用料2,274千円、清掃等維持管理費43,202千円、総合受付業務委託10,180千円、警備業務委託8,785千円、駐車場整理業務委託4,990千円、水浴訓練室管理業務委託18,028千円、その他経費3,974千円 □一般事務費等 31,180千円
020404050592	中国残留邦人等支援事業	こども福祉部福祉室生活保護課	中国残留邦人等のうち、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯	中国残留邦人等の最低生活の保障のため、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対して、生活保護に準じた支援給付費の支給を行う	中国残留邦人等の日本での生活の安定を実現すること	3,354	3,587	中国残留邦人等のうち世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対し、生活保護に準じた支援給付費を適正に支給する。	□対象者 1世帯（2人） □支援給付費 1,734,200円 【内訳】 □生活支援給付費 1,254,200円 □住宅支援給付費 480,000円
020404050233	災害弔慰金支給及びり災証明書発行事務	こども福祉部福祉室生活保護課	阪神・淡路大震災及びその他の大災害や自然災害の被災者	□災害弔慰金 政令で定める災害により死亡した市民の遺族に弔慰金を支給する。 □被災者支援対策 被災者生活再建支援法等の対象になった世帯への支援。 □り災証明書 自然災害で被害を受けた者に対して、各種の手続きに添付する証明として発行している。	□災害弔慰金 災害の犠牲者を弔い、その遺族を慰めるため支給する。 □被災者支援対策 自然災害で住居に被害を受けた世帯への生活再建資金の給付。 □り災証明書 被災者が各種の支援を申請する際に、被災の程度を証明する。	449	0	自然災害時等に弔慰金やり災証明の対象者がした場合、迅速に対応する。	□災害弔慰金 該当者がいなかったため、実績なし □り災証明書の発行 阪神・淡路大震災に係るもの 5件 台風等自然災害に係るもの 0件

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	生きがい・社会参加等在宅支援事業	事務事業番号	020501011042
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	永田 佳嗣

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	05	5 健康になるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
	主な施策	01	1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備
課題別計画	戸屋すこやか長寿プラン2 1		
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等			
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料
施設種別	福祉施設		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】	□高齢者社会参加促進事業
市内在住のおむね60歳以上の高齢者	□老人クラブの活動支援
	□要配慮者への対応強化
【意図】	□生きがい活動支援通所事業
在宅の高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できる自己実現の機会を創出する。	□ゆうゆう倶楽部利用事業
在宅の支援を必要とする高齢者が、介護保険以外のサービスを利用することによって生活の質を高める。	□生きがい行事・敬老祝金事業
	□高齢者福祉月間に関する事業
【大きな目的】	□高齢者バス運賃助成事業
活力ある超高齢社会の実現	□高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業
	□要援護高齢者外出支援サービス事業
	□生活支援事業
	・理美容・寝具乾燥サービス事業
	・住宅改修事業
	・日常生活用具給付事業
	□シルバー人材センターの充実支援

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	176,849	192,112	176,453	住民1人当たり（円）	2,071.96
事業費	千円	176,849	192,112	176,453	1世帯当たり（円）	4,477.09
特 定 財 源	千円	0	0	0	人口	92,720
国 費	千円	0	0	0	世帯数	42,910
国 庫 費	千円	5,684	7,378	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
財 市 債	千円	0	0	0		
源 その他	千円	3,381	3,335	0	特記事項・備考	
一般財源	千円	167,784	181,399	176,453		
うち人件費合計	千円	13,318	31,912			
活動配分	人	1,950	5,500			
正職員	人	1,550	2,450			
会計年度任用職員	人	0,400	3,050			
うち経費	千円	2,763	2,796			
減価償却費	千円	2,763	2,796			
他部門経費	千円	0	0			

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

高齢者バス運賃助成事業について、みなと観光バス路線を新たに対象に加えた。

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
住民が身近な地域で主体となる居場所づくり、社会参加ができる仕組みづくりを強化する。
令和 6年度の実施内容
・老人クラブ活動の支援 42団体・会員数 2,432人 ・高齢者のつどい (7/6開催) ・高齢者スポーツ大会 (10月26日開催) ・生活支援事業 理美容サービス事業 60回 寝具乾燥サービス 10回 日常生活用具給付事業 84件 住宅改修事業 特別型 25人 60か所 ・Y O倶楽部活動、ゆうゆう倶楽部利用の支援 ・敬老会 (9/14開催 参加者530人) ・高齢者バス運賃助成の実施 ・公共施設等 (立ち寄り型) のフレイル予防事業 実施回数 5回 (公共施設等3箇所) 延参加者数 152人
令和 6年度の改善内容
高齢者バス運賃助成事業について、事業効果と持続可能性を検討するためにアンケートを実施した

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 (費用対効果を鑑み) 適切である
老人クラブ等、高齢者の活動支援や在宅支援事業等は市が実施すべきである。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせる施策を推進するためには、生きがいや社会参加の充実が大切である。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
生きがい・社会参加事業の実施により、高齢者の生きがいと社会参加の充実が可能となる。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に実行しているか
総合評価 概ね実行している
バス事業等について社会参加だけでなく、持続可能性や公平性について検討するためにアンケートを実施した
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
→現段階ではないが、今後も引き続き事業の統合等について検討していく
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
地域住民や団体等の力で事業を実施することも可能
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
民間サービスや住民の主体的な運営に委ねることができれば削減が可能
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている
受益者にも相応の負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
高齢化の進行に伴う、利用者の増加に対し、持続可能な事業設計を考える必要がある。	第10次戸屋すこやか長寿プラン2 1に基づき、必要な施策を実施する。

【総合評価】		
高齢者バス助成事業アンケートの結果等を基に、必要な高齢者一般施策の展開を検討する。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	国民健康保険事業	事務事業番号	020501020112
担当所属	市民生活部市民室保険課	担当課長名	高橋 和稔

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	05	5 健康になるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
	主な施策	02	2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築
課題別計画			
事業期間	昭和34年度 ～	会計種別	特別会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	国民健康保険法、芦屋市国民健康保険条例、高齢者の医療の確保に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県の補助、使用料
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 自営業等で他の健康保険に加入していない者	【全体概要】 ☐ 保険給付費 ☐ 療養費等（医療費等）の支払業務 ☐ 医療費のチェック
【意図】 保険料の賦課・徴収を行い、加入者が疾病等で保険を利用するときにその必要な費用を負担する。 （徴収及び滞納処分に関する業務は債権管理課が所掌する。）	☐ 保険事業費納付金 ☐ 保健事業（特定健診含む） ○特定健診・特定保健指導 ○人間ドック助成 ○医療費通知 ○医療費適正化対策
【大きな目的】 国民（市民）の健康維持（保健の向上）	☐ その他 ○事務費（人件費等） ○過年度還付金等

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	9,623,219	9,085,804	8,666,117	住民1人当たり（円）	97,991.85
事業費	千円	9,623,219	9,085,804	8,666,117	1世帯当たり（円）	211,740.95
	国費	66	58	58	人口	92,720
	特定県費	6,390,805	6,052,382	5,801,974	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	源その他	2,184,771	2,097,465	2,027,184		
	一般財源	1,047,577	935,899	836,901	特記事項・備考	
うち人件費合計		千円	142,214	155,546		
活動配分		人	24,815	22,565		
正職員		人	14,065	12,315		
会計年度任用職員		人	10,750	10,250		
うち経費		千円	0	0		
減価償却費		千円	0	0		
他部門経費		千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

被保険者数の減少に伴う保険給付費及び事業費納付金の減少によるもの

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
保険料の適正賦課及び収納率の向上に努め、事業を円滑に運営する。適正な資格管理・保険給付の実施に努める。第2期データヘルス計画に基づき、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上を図る。市ホームページにて各種保健事業の周知を行う。医療機関との連携のもと、生活習慣病の重症化予防の取組を促進する。
令和 6年度の実施内容
保険料の減免制度及び傷病手当金制度については引き続き実施するとともに、更なる市債権の適正な管理や効果的な徴収を行うため、令和6年7月より保険料の徴収及び滞納処分に関する業務を債権管理課へ移管する。 特定健康診査の受診率向上のため、こども家庭・保健センター実施の「健康ポイント事業」とタイアップするとともに、実施医療機関でのポスター掲示、レディースデーの継続、各種広報活動を行った。また、ナッジ理論やAI分析等を活用し、未受診者ごとに効果的なメッセージを付した受診勧奨通知を発送し、電話勧奨に加え新たに、SMS勧奨も行った。 医療費の適正化として、レセプトのコンピューター点検を引き続き実施し、ジェネリック医薬品の使用促進通知の送付、啓発用品の配布、適正服薬を促す通知を送付した。（ジェネリック医薬品の利用促進通知：6月1、301通、9月1、214通、12月865通） 特定保健指導実施率向上の取組として、結果相談会や血管年齢測定会、集団健診当日の保健指導等を実施した。 未治療者支援として、対象者のリスクの状況に合わせた通知を発送することにより、医療機関への受診勧奨を行った。
令和 6年度の改善内容
受診勧奨事業について、県事業への参画にて事業拡充（新たにSMS勧奨も実施）

【事業の評価】

目的妥当性評価	目的達成のための手段として適切か
総合評価	最適である
去令等により実施が義務付けられている。	
目的妥当性評価	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
安定的かつ持続可能な保険制度のため、特定健康審診査の普及啓発や医療費適正化に取り組んでいる。	
目的妥当性評価	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	該当なし
該当なし	
有効性評価	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	概ね実行している
特定健康診査に関して、実施計画に掲げる目標受診率を達成できなかった	
有効性評価	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
去令等により実施が義務付けられているため。	
効率性評価	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できる
保健指導の対象者の選定基準や実施方法を工夫することで、医療費の抑制が図られる。	
効率性評価	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
医療費抑制のためにレセプトデータを活用した保健指導やジェネリック医薬品の使用促進の実施方法に改善する余地がある。	
効率性評価	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている
去令等に定められた保険料、医療費の自己負担を求めている。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
保険料水準の統一に向けての取組みとして、課題の整理及び対応を検討していく。令和8年度より導入予定の標準システム稼働に向けて改修作業等を行うとともに子ども・子育て支援金制度分の新たな保険料の賦課に向けて、システム改修及び条例改正等も併せて行う。	保険者努力支援制度の指標や運営方針を踏まえ、保険料の適正賦課、収納、保健事業の推進に努める。

【総合評価】		
市債権の適正な管理や効率的な徴収を行うため、組織体制、業務の見直しを図り、令和6年7月より保険料の徴収及び滞納処分に関する業務を債権管理課に移管した。特定健診の受診率向上のため、未受診者に対して通知、電話に加えて新たにSMSでの勧奨を実施し、また、みなし健診の粗品の工夫や、周知等を積極的に行うなど様々な取り組みを行った。	妥当性	義務的事業
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	健康増進法に関する事業	事務事業番号	020501020122
担当所属	こども家庭・保健センター	担当課長名	辻 彩

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	05	5 健康になるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
	主な施策	02	2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築
課題別計画	健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）		
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例、芦屋市歯科センターの管理に関する条例		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助、使用料
		施設種別	その他

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 □健康チェック □事業所健康診査 □健康教育・相談 □健康づくりプランあしや □健康教育・相談 □歯周病予防健診・教育 □健康大学 □骨粗しょう症検診 □ヘルスアップ事業（健康ポイント） □各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮・肝） □肝炎ウイルス検診 □こころの健康対策 □ピロリ菌検査 □後期高齢者医療健康診査 □高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 □石綿健康管理支援事業 □骨髄等移植ドナー支援事業 □がん患者アピアランスサポート事業 □特定健康診査・特定保健指導（保険課で予算措置） □歯科節目健診（40歳・50歳・60歳）□障がい者歯科診療 □検診用機器等の整備 □こども家庭・保健センター、歯科センターの管理運営 □健康管理システムの運用
【意図】 市民の健康保持と適切な医療への指導	
【大きな目的】 病気の早期発見と早期治療。健康寿命延伸へ向けた健康の維持、増進。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 5年度 決算	令和 6年度 決算	令和 7年度 予算	令和 6年度決算について	
合計	千円	311,748	350,090	360,482	住民1人当たり（円）	3,775.78
事業費	千円	311,748	350,090	360,482	1世帯当たり（円）	8,158.70
	国費	0	1,081	994	人口	92,720
	特定県費	4,389	4,450	5,523	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	51,321	53,241	60,963		
	一般財源	256,038	291,318	293,002	特記事項・備考	
	千円	256,038	291,318	293,002		
うち人件費合計		千円	47,914	92,851		
活動配分		人	8,350	12,050		
正職員		人	4,150	8,050		
会計年度任用職員		人	4,200	4,000		
うち経費		千円	0	7,788		
減価償却費		千円	0	7,788		
他部門経費		千円	0	0		

事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）

健康管理システムの標準化等に伴う増額

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
・胃がん検診における胃内視鏡検査の通年実施 ・健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の推進 ・健康管理システムの標準化
令和 6年度の実施内容
□健康チェック □事業所健康診査 □健康教育・相談 □歯周病予防健診・教育 □健康大学 □骨粗しょう症検診 □各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮・肝） □肝炎ウイルス検診 □こころの健康対策 □ピロリ菌検査 □後期高齢者医療健康診査 □高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 □ヘルスアップ事業（健康ポイント） □石綿健康管理支援事業 □がん患者アピアランスサポート事業 □特定健康診査・特定保健指導（保険課で予算措置） □40歳・50歳・60歳の歯科健診（節目健診） □障がい者歯科診療 □検診用機器等の整備 □こども家庭・保健センター、歯科センターの管理運営 □健康管理システムの運用 □胃がん検診（胃内視鏡検査）受診者138人 □健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の推進 □骨髄等移植ドナー支援事業 0件
令和 6年度の改善内容
・令和5年10月より導入した胃がん検診の胃内視鏡検査を年間を通じて実施した。 ・健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の推進を目指し、推進体制を構築した。 ・健康管理システムの標準化に向けて課題整理を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 目的達成のための手段として適切か
総合評価 最適である
健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しているため。
【目的妥当性評価】 前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
施策目標5－1と整合している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本目標2に貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を簡実に遂行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）に基づき取り組んでいる。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統廃合はできない
法令等に基づき実施しており、類似事業はない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
包括連携協定先等の多様な主体と連携を図り、事業周知を工夫することで費用対効果を上げる可能性がある。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
対象者増加によりコスト削減は困難だが、包括連携協定先等との連携を図り事業周知を工夫し、受診率向上を目指すことは可能。
【効率性評価】 受益者負担を求めていることができる事業か
総合評価 適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・健康づくりプランあしやに基づく、健康づくり施策の効果的な実施。 ・市民の各種健（検）診の受診行動の促進	・庁内関係各課や包括連携協定先等との連携強化に努め、健康づくりプランあしやの推進を図ることで、健康づくり施策を効果的に実施していく。

【総合評価】

・健康づくりプランあしやの推進体制を構築することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた各種健（検）診の受診控えの習慣が影響しているのか、各種健（検）診の受診率が想定したほど回復していない点は引き続きの検討課題ではあるが、胃がん検診（胃内視鏡検査）の通年実施を行い、受診機会の拡大を図ることはできた。	妥当性 あり
	達成度 概ね達成した
	改善余地 ある程度改善の余地がある
	今後の方向 拡大・充実

令和 7年度 事務事業評価票（令和 6年度決算評価）

事務事業名	予防接種事業	事務事業番号	020501030117
担当所属	こども家庭・保健センター	担当課長名	小林 明子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	05	5 健康になるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
	主な施策	03	3 新たな感染症の拡大防止
課題別計画	健康増進・食育推進計画		
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	予防接種法、感染症法、芦屋市予防接種運営委員会設置要綱、芦屋市附属機関の設置に関する条例		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助
施設種別	その他		

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民のうち接種対象者	【全体概要】 □個別接種（市内の予防接種実施医療機関に委託） 日本脳炎、5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、2種混合、MR混合、BCG、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防（キャッチアップ接種含む）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス □高齢者インフルエンザ予防接種 □新型コロナウイルス予防接種 □高齢者肺炎球菌予防接種 □带状疱疹予防接種 □健康被害を受けたものの医療費及び医療手当の支給 □健康被害調査委員会の設置 □風しん予防接種費用一部助成 □带状疱疹予防接種費用一部助成 □骨髓移植等による定期予防接種ワクチン再接種事業費用の一部を助成する事業
【意図】 市民に対する感染症の予防を図るため各種予防接種を実施する。	
【大きな目的】 感染症の予防とまん延の予防。市が実施した予防接種により健康被害を受けた者への補償。	

【事務事業の経費】

年 度	単位	令和 5 年度 決算	令和 6 年度 決算	令和 7 年度 予算	令和 6 年度決算について	
合 計	千円	555,197	436,259	378,714	住民1人当たり（円）	4,705.12
事業費	千円	555,197	436,259	378,714	1世帯当たり（円）	10,166.84
	国費	205,123	60,215	4,000	人口	92,720
	特定県費	0	2,196	558	世帯数	42,910
	財市債	0	0	0	令和 6年4月1日現在の住民基本台帳（外国人含）より	
	財源 その他	4,657	37,268	7,410		
	一般財源	345,417	336,580	366,746		
						特記事項・備考
うち人件費合計	千円	80,617	36,983			
活動配分	人	13,450	4,950			
正職員	人	8,370	3,250			
会計年度任用職員	人	5,080	1,700			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 5年度から令和 6年度の変化について）						
新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化による						

【令和 6年度の実施内容】

令和 6年度目標
定期接種化された新型コロナワクチンの接種体制を整備する。 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種最終年度に係る接種動奨を実施する。
令和 6年度の実施内容
□個別接種（市内の予防接種実施医療機関に委託） 日本脳炎、5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、2種混合、MR混合、BCG、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防（キャッチアップ接種含む）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス □高齢者インフルエンザ予防接種 □新型コロナウイルス予防接種 □高齢者肺炎球菌予防接種 □風しん第5期（追加的対策） □健康被害を受けたものの医療費及び医療手当の支給 □健康被害調査委員会の設置 □風しん予防接種費用一部助成 □带状疱疹予防接種費用一部助成 □骨髓移植等による定期予防接種ワクチン再接種事業費用の一部を助成する事業
令和 6年度の改善内容
新型コロナワクチン接種体制の整備 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種の接種動奨

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	目的達成のための手段として適切か
総合評価	最適である
予防接種法に基づき実施するため、市が実施しなければならない。	
【目的妥当性評価】	前期基本計画の施策目標の達成に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
基本施策5-1と整合している。	
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
基本目標2に貢献している。	
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
法令に基づき確実に実施している。	
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業があり、統合／代替が検討できる
法令に基づき確実に実施している。	
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できる
感染症のまん延防止を目的とした事業であるとともに長期的には、医療費の抑制にもつながっている。	
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
法令に基づき実施しており、受益者負担を求めるものではない。	
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めるべき事業ではない
法令に基づき実施しているものであり、受益者負担を求めるものではない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
予防接種健康被害救済への対応 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種の経過措置に係る周知・啓発	予防接種の重要性等について市民へ正しい情報を提供する。 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種に経過措置が設けられたため、引き続き周知・啓発に努める。

【総合評価】		
新型コロナワクチン接種が令和6年度より定期接種化したが、大きな混乱なく実施できた。また、子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種について、協力事業者とともに周知・啓発に努めることができた。	妥当性	義務的事業
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

【主な施策】 1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020501010157	老人福祉会館運営 及び維持管理	こども福祉部福祉 室高齢介護課	市内在住の60歳以上の 方	高齢者の地域での活動場所を提供する とともに、高齢者の生きがい活動を支 援する。	高齢者の生きがい対策の充実及び社会 参加の促進	8,822	9,729	老人福祉会館の利用者の増加及び施設 の有効活用のためイベントを開催する 。	包括管理による施設の維持管理 開館日数 277日 延利用者数 18,893人 電位治療器延利用者数 6,861人 浴場延利用者数 2,227人

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

【主な施策】 2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和6年度目標	実施内容
020501020326	スポーツ振興基金 事業	企画部国際文化推 進室スポーツ推進 課	☐ スポーツ愛好者や選 手、役員 ☐ スポーツ指導者 ☐ スポーツ功労者	☐ 競技会の開催の支援、広域の競技会 、指導者養成事業への派遣、優秀な選 手や功労者等の表彰の表彰の開催など を行うことで競技意欲の醸成を図る。	☐ 市民スポーツの普及・推進	31,807	27,929	☐ スポーツ活動助成金及びスポーツ賞 表彰事業の実施	☐ スポーツ活動助成金の支給 ・優秀な成績を収めた市民に対する助成金の支給 ☐ スポーツ賞表彰の実施 ・優秀な成績を収めた市民・在勤者・在学者に対する表彰の授与

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】施策目標関連事務事業

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和6年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和5年度決算	令和6年度決算	令和6年度目標	実施内容
020502030115	後期高齢者医療事業	市民生活部市民室保険課	75歳以上の市民及び65歳以上75歳未満の市民のうち一定程度以上の障がいのある人	保険料の賦課・徴収を行い、加入者が疾病等で保険を利用するときにその必要な費用を負担する。（相互扶助制度）	国民の高齢期における適切な医療の確保を図る。	3,581,784	3,980,172	後期高齢者医療制度の被保険者が安心して適切な医療を受けていただけるよう、制度の周知や資格管理等に関する業務を円滑に実施する。また、健康診査等の受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に努める。	●被保険者あて勧奨ちらしや広報への掲載により、健康診査及び人間ドック検査費一部助成の周知に努めた。 ・健康診査受診率 令和5年度 31.67% 令和6年度 33.37% ・人間ドック検査費一部助成利用者数 令和5年度 299人 令和6年度 310人 ●保険料の収納率向上を図り、医療費の適正化に努めた。 ・現年分収納率 令和5年度 99.75% 令和6年度 99.60% ・滞納繰越収納率 令和5年度 59.10% 令和6年度 61.71% ●被保険者あて勧奨ちらしや広報への掲載により、制度の周知に努めた。 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においては、庁内関係部署と連携を図り、契約事務手続き及び補助金交付申請事務等を行った。 ●さらなる市債権の適正な管理や効果的な徴収を行なうため、令和6年7月より後期高齢者医療保険料に係る徴収及び滞納処分に関する業務を債権管理課に移管することとした。
020502030118	特定疾病療養費補助事業	こども家庭・保健センター	原因が不明であって、治療方法が確立されていない疾病に罹っている市民。	特定疾病療養者に療養補助金を支給し、経済的負担の軽減を図り、療養生活を支援する。	療養生活の支援を図る。	3,137	3,524	継続的な事業の運用	療養に伴う経費の一部を補助（月額5,000円） 対象疾病は、通院3疾病、入院8疾病
020502030120	健康被害予防事業	こども家庭・保健センター	アレルギーが心配である市民又はアレルギー疾患を持つ市民	アレルギー疾患を持つ市民の健康保持・増進・及びアレルギー発症予防を図る。	大気汚染の影響による健康被害の予防	9,005	15,856	公害健康被害予防事業を実施し、アレルギーによる健康被害等の予防に努める。	環境再生保全機構からの全額助成事業 □アレルギー健康診査の実施 □アレルギー教室の開催 □喘息児健康回復水泳教室の開催